

企画総務委員会

令和7年12月5日

1 議案審査

- (1) 議案第71号 区立内幸町ホール改修電気設備工事請負契約について 【資料】

2 陳情審査

- (1) 新たに送付された陳情

送付7-34 固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について
意見書の提出に関する陳情

送付7-35 固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について
意見書の提出に関する陳情

送付7-38 旧永田町小学校校舎の解体中止および保存・活用を求める
陳情書

送付7-39 永田町小学校解体を決定する前に、保存活用と解体を比較
する調査を求める陳情

送付7-40 旧永田町小学校、幼稚園校舎の文化財価値に関する調査を
求める陳情

送付7-41 旧永田町小学校、幼稚園校舎に付き陳情者と委員会の懇談
を求める陳情

- (2) 継続審査

送付7-31 旧永田町小学校校舎の留保財産候補選定及び今後の
活用方針に対する陳情

送付7-32 文化財、歴史的価値のある旧永田町小学校校舎を解体
しないで活用するための陳情

3 報告事項

【地域振興部】

- (1) 標準化移行に伴う証明書コンビニ交付の休止について 【資料】

- (2) 第5次千代田区文化芸術プラン（素案）について 【資料】

【政策経営部】

- (1) 旧軽井沢少年自然の家の利活用に向けたサウンディング型市場調査の 【資料】
実施結果について

- (2) 区有地を含む市街地再開発事業の進捗状況について 【資料】

- (3) 令和7年度千代田区防災フェスタについて 【資料】

4 その他

5 閉会中の特定事件継続調査事項について

区立内幸町ホール改修電気設備工事請負契約について

1 工事場所 千代田区内幸町一丁目5番1号

2 工事概要

【建築概要】

- ・構造 鉄骨鉄筋コンクリート造
- ・規模 地上3階、地下1階
- ・敷地面積 1,357.28 m²
- ・延床面積 1,903.63 m²

【工事内容】

- ・受変電設備の更新
- ・照明器具、非常用照明、誘導灯の更新（LED照明への更新）
- ・各設備の更新（放送、電話、時計、火災報知設備等）

3 工事期間 契約締結日の翌日から令和9年4月30日まで

4 入札結果（令和7年5月30日、9月11日開札）

【令和7年5月30日開札（不調）】

業者名	入札金額（消費税込み）	結果
株式会社八洲電業社 東京支店	134,689,500円	失格 (最低制限価格未満)
大東電設株式会社 神田営業所	辞退	

予定価格 179,586,000円（税込、事前公表）

最低制限価格 設定（非公表）

【令和7年9月11日開札（不調）】

業者名	入札金額（消費税込み）	結果
株式会社八洲電業社 東京支店	辞退	

予定価格 191,389,000円（税込、事前公表）

最低制限価格 設定（非公表）

5 契約方法 隨意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第8号）

6 契約の相手方及び契約予定金額

契約の相手方	契約予定金額（消費税込み）
東京都葛飾区東立石四丁目 45 番 5 号 工藤電業株式会社 代表取締役 工藤 賢作	191,290,000 円

入札参加資格要件

1	<ul style="list-style-type: none"> ○建設共同企業体（2者構成）又は単体事業者のどちらか一方で参加 ○東京電子自治体共同運営電子調達サービスに登録が必要 ○登録業種は「電気工事」であること <ul style="list-style-type: none"> (1) 建設共同企業体（2者構成）の場合 <ul style="list-style-type: none"> (第一順位の構成員) <ul style="list-style-type: none"> ① 本店又は支店等が東京 23 区内にあること ② 登録業種「電気工事」の共同格付が A 格であること ③ 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日の間に元請（建設共同企業体受注の場合は第一順位）で完成させた電気工事の実績（契約金額 1 億 2 千 5 百万円以上）を 1 件以上有すること ④ 出資割合は、50% を下回らないこと (第二順位の構成員) <ul style="list-style-type: none"> ① 本店又は支店等が千代田区内にあること ② 登録業種「電気工事」の共同格付が A・B・C 格のいずれかであること ③ 出資割合は、30% を下回らないこと (2) 単体事業者の場合 <ul style="list-style-type: none"> ① 本店又は支店等が東京 23 区内にあること ② 登録業種「電気工事」の共同格付が A 格であること ③ 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日の間に元請（建設共同企業体受注の場合は第一順位）で完成させた電気工事の実績（契約金額 1 億 2 千 5 百万円以上）を 1 件以上有すること
2	地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定（不正な入札行為など）に該当しないこと
3	会社設立後、引き続き 2 年以上その業務を行っていること
4	経営不振の状態（自己資本マイナスを含む）にないこと
5	建設業法で規定する専任の技術者を適正に配置できること
6	千代田区において指名停止期間中でなく、指名停止事由に該当する恐れのないこと 千代田区契約関係暴力団等排除要綱に基づく入札参加除外期間中でないこと
7	下請金額が建設業法第 24 条の 8 第 1 項の政令で定める金額以上となる場合には特定建設業の許可を有していること

企画総務委員会 送付 7-3-4

固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する陳情

受付年月日 令和7年11月4日

陳情者 提出者 1名

令和 7年 1月 4日

千代田区議会

議長 秋谷 こうき 殿

固定資産税及び都市計画税の軽減措置の
継続について意見書の提出に関する陳情

陳情者

住所

会名

(ふりがな)

氏名 会長

電話



【願意】

「固定資産税及び都市計画税に係る軽減措置について、令和8年度以後も継続されるよう」、都に対して意見書を提出されますようお願いいたします。

- 1 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置を、令和8年度以後も継続すること。
- 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置を、令和8年度以後も継続すること。
- 3 商業地等における固定資産税及び都市計画税について負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置を、令和8年度以後も継続すること。

【理由】

長期化したコロナ禍に加え、物価高騰や極端な円安、エネルギー・原材料費の上昇などにより、多くの事業者が売上減や収益悪化に直面し、事業の存続が危ぶまれています。特に、青色申告者を含む小規模事業者は、インボイス制度の導入後、課税事業者への登録を選択せざるを得ない場面も増え、これまで以上の税負担と事務負担が発生し、経営環境は一段と厳しくなっています。

例えば、飲食業や小売業では仕入れ価格の高騰により値上げを余儀なくされ、顧客離れが進んでいます。製造業や建設業では資材価格の高騰により採算が悪化し、廃業を検討する事業者も少なくありません。

このような状況下で、都独自の軽減措置が廃止されれば、事業継続や都民生活に深刻な影響を及ぼし、地域経済や日本経済の回復にも悪影響を与えかねません。

つきましては、「固定資産税及び都市計画税に係るこれらの軽減措置について、令和8年度以後も継続されるよう」、都に対して意見書を提出されますようお願いいたします。

企画総務委員会 送付 7-3-5

固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する陳情

受付年月日 令和7年11月4日

陳情者 提出者 1名

令和 7年 11月 4日

千代田区議会

議長 秋谷 こうき 殿

固定資産税及び都市計画税の軽減措置の
継続について意見書の提出に関する陳情

陳情者

住所

会名

(ふりがな)

氏名 会長

電話



【願意】

「固定資産税及び都市計画税に係る軽減措置について、令和8年度以後も継続されるよう」、都に対して意見書を提出されますようお願いいたします。

- 1 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置を、令和8年度以後も継続すること。
- 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置を、令和8年度以後も継続すること。
- 3 商業地等における固定資産税及び都市計画税について負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置を、令和8年度以後も継続すること。

【理由】

長期化したコロナ禍に加え、物価高騰や極端な円安、エネルギー・原材料費の上昇などにより、多くの事業者が売上減や収益悪化に直面し、事業の存続が危ぶまれています。特に、青色申告者を含む小規模事業者は、インボイス制度の導入後、課税事業者への登録を選択せざるを得ない場面も増え、これまで以上の税負担と事務負担が発生し、経営環境は一段と厳しくなっています。

例えば、飲食業や小売業では仕入れ価格の高騰により値上げを余儀なくされ、顧客離れが進んでいます。製造業や建設業では資材価格の高騰により採算が悪化し、廃業を検討する事業者も少なくありません。

このような状況下で、都独自の軽減措置が廃止されれば、事業継続や都民生活に深刻な影響を及ぼし、地域経済や日本経済の回復にも悪影響を与えかねません。

つきましては、「固定資産税及び都市計画税に係るこれらの軽減措置について、令和8年度以後も継続されるよう」、都に対して意見書を提出されますようお願いいたします。

企画総務委員会 送付 7-3-8

旧永田町小学校校舎の解体中止および保存・活用を求める陳情書

受付年月日 令和7年11月14日

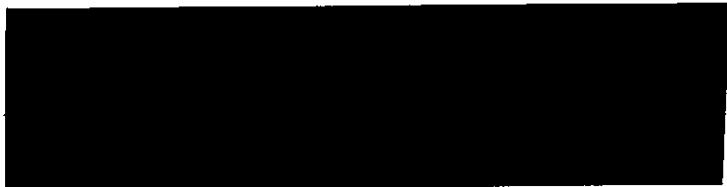
陳情者 提出者 1名

陳情書

令和7年（2025年）11月

14

千代田区議会議長 秋谷 こうき 様



【旧永田町小学校校舎の解体中止および保存・活用を求める陳情書】

私は、1986年から1993年まで兄弟と共に永田町内から永田町小学校に通学し、その後も27歳で独立するまで、町内でその校舎の存在を日々感じながら育ち、母校の存在に深い愛着を持っております。このたび、旧永田町小学校の校舎について、千代田区が「解体のうえ更地化する」方針を示していると伺い、歴史的・文化的・教育的価値を有する本校舎を保存・活用していただきたいとの強い思いから、陳情書を提出致します。

【陳情の理由】

1. 歴史的・建築的価値の高さ

旧永田町小学校は昭和12年に竣工した鉄筋コンクリート造校舎であり、関東大震災後の耐震・耐火構造規格に基づいて設計された近代教育建築です。また、東京大空襲を奇跡的に生き延びた貴重な戦前の学校建築として、極めて高い歴史的・建築的価値を有しています。

当時「日本一の施設、モデル校を」との理念のもと建設され、温水床暖房設備、講堂と体育館の分離構造、調理室・レントゲン室・プールを備えるなど、教育の理想を体現した画期的な校舎でした。

私の祖母（当時永田町在住）からは、1945年の大空襲の際、戦火の中で住民がプールの水を使って命懸けで永田町小学校を守り抜いた逸話を聞いております。校舎は炎の中を耐え抜き、地域住民の命を救った「町の象徴」でもありました。

令和7年10月に行われた有識者による耐震診断では、「補強を施せば十分保存可能」との結果が出ており、戦前の技術力と保存状態の良さを改めて証明しています。

2. 教育・文化面での先進性と地域への貢献

永田町小学校は、戦後の教育においても先駆的な取り組みを多く行い、健康指導や交通安全指導、放送教育の他、国際理解教育にも力を入れ、帰国子女や各国大使館の子女を受け入れ、多様な文化が息づく学び舎でした。校舎内には世界各国の記念品や絵画、彫刻が展示され、国際交流の拠点としても機能していました。



私が在籍していた当時も、多くの世界的著名人（レーガン大統領夫人、ノルウェー皇太子ご夫妻、マイケル・ジャクソンなど）の来校・視察があり、国際的にも注目される小学校でした。

このように、永田町小学校は「古き良きもの」と「先進的な教育」を融合したモデル校であり、閉校後の今なお教育の理想を体現する存在です。

3. 解体・更地化による損失の大きさ

「解体のみを行い、用途は未定」との方針には大きな疑念を抱いております。更地化は建物の記憶を完全に失わせる行為であり、文化的損失であると同時に、経済的にも非合理的です。建築費が高騰する今、現存建物を活かしたリノベーションの方が費用対効果の面でも優れています。教育に最適な空間を備えた校舎を活用し、学童・文化・子育て支援などの拠点として再利用することは、区民にとっても大きな利益をもたらします。

4. 地域と未来への貢献

私は現在も区内で子育てをしており、教育現場の現状に強い関心を持っております。不登校の増加など、現代教育が直面する課題に対して、地域が支える学びと交流の場が強く求められています。

旧永田町小学校は、立地・構造・採光・空間の広がり、いずれも子どもたちの心を育てるのに理想的な環境です。地域コミュニティ、学習支援、文化活動、子育て支援など、幅広く再活用できる可能性を秘めています。

【陳情事項】

1. 旧永田町小学校の解体計画を見直し、保存・再活用の方向での検討
2. 建物の保存活用に関して、地域住民・卒業生・専門家を含めた検討会の設置
3. 歴史的建造物としての文化的価値を再評価し、区民共有の財産として保全・発信

【結び】

旧永田町小学校の校舎は、教育・文化・歴史を象徴する千代田区の貴重な遺産です。一度、建物を取り壊してしまえば、その文化的・歴史的価値は二度と戻りません。

どうか、建物の理念を受け継ぎ、拙速な解体ではなく、未来の子どもたちのために、保存と活用の可能性を真摯にご検討くださいますよう、心よりお願い申し上げます。

企画総務委員会 送付 7-3-9

永田町小学校解体を決定する前に、保存活用と解体を比較する調査を求める陳情

受付年月日 令和7年11月14日

陳情者 提出者 1名

陳情書

令和 7 年 11 月 14 日

千代田区議会議長 秋谷こうき様

【永田町小学校解体を決定する前に、保存活用と解体を比較する調査を求める陳情】

理由

令和 7 年 10 月 20 日に旧永田町小学校の解体が決まったことを前提に、記録保存の意見を求める意見募集が始まり、とても驚いています。

まだ区議会で解体の予算も通っておりませんから、決定事項というのは違和感を持ちました。またこれまでの議事録なども拝見しましたが、そこには昭和 12 年の関東大震災後にできた東京市の 170 校の鉄筋コンクリート三階建ての小学校校舎の 1 校であり、歴史と多くの方々が関わった価値ある小学校建築であることにも触れていません。

既存建物を耐震改修して新たな建物として生まれ変わらせるとはいまでは世界的にも多くの前例があり、国内でも京都市の番組小学校を保存活用する一貫した取組み等があります。地球温暖化防止の観点からエンボディットカーボン排出の比較は義務化されてきました。

千代田区は「ゼロカーボン推進技官」を環境省から迎え、CO₂排出を抑制する政策に取組んでいるものと承知しておりますが、旧永田町小学校校舎を解体することと改修して使い続けることのメリット、デメリットの比較がなされていません。

千代田区でその検討のための予算をとっていただくことを陳情いたします。

千代田区長の就任ご挨拶にも有りますように、東京ど真ん中の千代田区の方向性は多くの国民や地域行政が注目しているところでもあり、きちんとした精査・検討の手順を踏んで戴くことを、心からお願ひ致します。



過ごしやすい気温になりました

今号のピックアップは「平和使節団の報告」「千代田区虐待等防止強化期間」の2本立て。また、12面では11月15日(土)に開幕する東京2025デフリンピックの観戦について掲載しています。デフスポーツの魅力を直接感じられる貴重な機会です。ぜひ、ご覧ください。

小・中・高校生
による

平和使節団の報告



団員が多く活動で得た
平和への思いを
ご報告します。
詳しくは10-11面を
ご覧ください。

11月23日 (日・祝) 本庁舎が全館停電します

本庁舎全体の電気工事を行うため、全館が完全停電します。

区役所1階の夜間・休日受付窓口は7時30分～19時(予定)の間、千代田会館10階(九段南1-6-17)に一時移転します。移転先の場所は地図のとおりです。

代表電話 03-3264-2111は通常どおりつながります。

と き 11月23日(日・祝)

8時～18時(予定)

※工事の進捗状況により、停電時間が延びる可能性あり

場 所 区役所本庁舎(九段南1-2-1)

問合せ 停電について=施設経営課施設経営係 03-5211-4159
夜間・休日受付窓口について=総務課総務係 03-5211-4134



災害関連情報の発信について

全館停電の間、防災行政無線と防災ラジオによる災害関連情報の発信はありません。災害発生時は、防災ポータル・アプリなどで発信します。

問合せ 災害対策・危機管理課 03-5211-4187



期間限定!
いつもとは違う橋をお楽しみください!

橋梁ライトアップの試験点灯を行います

と き 12月1日(月)～令和8年1月31日(土)16時30分～23時

場 所 お茶の水橋(神田駿河台2)、新三崎橋(飯田橋3)
問合せ 景観・都市計画課景観指導係 03-5211-3639



国民年金保険料

全額が社会保険料控除の対象です!

日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が対象者に送付されますので、大事に保管し、年末調整や確定申告に使用してください。

e-Taxで利用できる電子版の交付も行っています。郵送よりも早く受け取ることができ、簡単に確定申告ができます。マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、電子送付希望の登録をすると、マイナポータルの「お知らせ」で電子版を受け取ることができます。なお、登録すると郵送されなくなります。詳しくは日本年金機構のHPまたは問合せ先へ。

問合せ ねんきん加入者ダイヤル 0570-003-004(ナビダイヤル) ※IP電話(番号050で始まる電話)の場合は、03-6630-2525へ([03]を省かない)

対象	送付方法	送付時期(予定)
①1月1日～9月30日の間に国民年金保険料を納付した方	電子	10月中旬～下旬にかけて順次
	郵送	10月下旬～11月上旬にかけて順次
②10月1日～12月31日の間に国民年金保険料を納付した方※①の対象者を除く	電子	令和8年1月下旬
	郵送	令和8年2月上旬

納め忘れた国民年金保険料は
納付書がなくてもねんきんネットで納付できます!

■インターネットバンキングを利用している方

「ねんきんネット」からインターネットバンキングに、Pay-easy納付に必要な情報が連携されるので、納付書がなくてもPay-easy納付できます。

■インターネットバンキングを利用していない方

「ねんきんネット」上に表示される情報(収納機関番号、納付番号、確認番号)を金融機関などに設置されたPay-easy対応のATMに入力することで納付できます。詳しくは、日本年金機構のHPまたは問合せ先へ。

※前納など、当月分以降の保険料の納付は不可

※免除などが承認された期間の保険料は、追納申込が済んでいる場合でも納付不可

※その他一定の条件に該当した場合に納付できない場合あり

問合せ ねんきん加入者ダイヤル 0570-003-004(ナビダイヤル)

※IP電話(番号050で始まる電話)の場合は、03-6630-2525へ([03]を省かない)



Contents 一今号の主な内容一

2 こども誰でも通園制度の実施事業者を募集します 4・5 千代田区虐待等防止強化期間 10・11 平和使節団の報告

企画総務委員会 送付 7-40

旧永田町小学校、幼稚園校舎の文化財価値に関する調査を求める陳情

受付年月日 令和7年11月14日

陳情者 提出者 1名

令和7年11月14日

千代田区議会議長 秋谷こうき様



陳情書

【旧永田町小学校、幼稚園校舎の文化財価値に関する調査を求める陳情】

理由

令和7年10月20日に旧永田町小学校の解体が決まったことを前提に、千代田区では記録保存の意見を求める意見募集が始まり、令和7年10月23日付朝日新聞東京版朝刊に「旧永田町小学校ようやく解体」という記事が掲載されました。そこでは建物の文化財価値については全く触れていません。また東京新聞では「震災復興の学び舎残して」という記事が掲載され、建築歴史の専門家が「復興小、改築小とつないできた流れの到達点と言える」とその価値を高く評価しています。千代田区担当者は文化財価値がないと判断した理由として、「文化財指定されていないから」と答弁しています。

そもそも文化財とはどのような種類があり、どのような機関がどのような経緯で指定するものなのかを明確に整理してください。

文化財保護法によると、政府及び地方公共団体の任務として、「第3条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるよう、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。」としています。

また、国民、所有者等の心構としては、「第4条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。」ともしています。旧永田町小学校に文化財価値があるとしたら、千代田区は文化財を扱う「地方公共団体」であり、「所有者」でもあり、この両方の当事者として、法律の趣旨を実施する義務があります。

関東大震災後の復興事業とその後の小学校建築で生まれた東京市の戦前の鉄筋コンクリート小学校170校のうち、一部の保存を含み現存する校舎は21校で、そのうち講堂まですべてが残っている校舎は9校です。その中でも旧永田町小学校は体育館と講堂を備えた戦前最後の集大成と受け言えます。



全国の小学校建築に目を向けてみると永田町小学校と同時期に建築された木造小学校校舎、「和歌山県橋本市立高野口小学校」「兵庫県西脇市立西脇小学校」が現役の小学校として、国の重要文化財に指定されています。これらの校舎と旧永田町小学校の校舎を比較して、文化財価値に遜色があるのでしょうか？調査してください。

2025年11月7日の区議会企画総務委員会でも委員の全員が文化財価値がないのか、活用の方法はないのかなどの質問や意見がありました。議事者は「このままで使うと耐震上危険だが、耐震補強を行えば活用は可能」と答弁しました。

文化財価値がないのか、文化財指定の可能性がないのか、文化財の専門機関、研究者の専門機関に意見を聞いて、区民に報告して下さいますようお願いします。

過ごしやすい気温になりました

今号のピックアップは「平和使節団の報告」「千代田区虐待等防止強化期間」の2本立て。また、12面では11月15日(土)に開幕する東京2025デフリンピックの観戦について掲載しています。デフスポーツの魅力を感じられる貴重な機会です。ぜひ、ご覧ください。

小・中・高校生
による

平和使節団の報告



団員が多くの活動で得た
平和への思いを
ご報告します。
詳しくは10-11面を
ご覧ください。

11月23日 (日・祝) 本庁舎が全館停電します

本庁舎全体の電気工事を行うため、全館が完全停電します。

区役所1階の夜間・休日受付窓口は7時30分～19時(予定)の間、千代田会館10階(九段南1-6-17)に一時移転します。移転先の場所は地図のとおりです。

代表電話 03-3264-2111は
通常どおりつながります。

とき 11月23日(日・祝)

8時～18時(予定)

※工事の進捗状況に
より、停電時間が
延びる可能性あり

場所 区役所本庁舎(九段南
1-2-1)

問合せ 停電について=施設経営課施設経営係 03-5211-4159
夜間・休日受付窓口について=総務課総務係 03-5211-4134



災害関連情報の発信について

全館停電の間、防災行政無線と防災ラジオによる災害関連情報の発信はありません。災害発生時は、防災ポータル・アプリなどで発信します。

問合せ 災害対策・危機管理課
03-5211-4187



期間限定!
いつもとは違う橋をお楽しみください!

橋梁ライトアップの試験点灯を行います

とき 12月1日(月)～令和8年1月31日(土)16時30分
～23時

場所 お茶の水橋(神田駿河台2)、新三崎橋(飯田橋3)
問合せ 景観・都市計画課景観指導係 03-5211-3639



国民年金保険料

全額が社会保険料控除の対象です!

日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が対象者に送付されますので、大事に保管し、年末調整や確定申告に使用してください。

e-Taxで利用できる電子版の交付も行っています。郵送よりも早く受け取ることができ、簡単に確定申告ができます。マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、電子送付希望の登録をすると、マイナポータルの「お知らせ」で電子版を受け取ることができます。なお、登録すると郵送されなくなります。詳しくは日本年金機構のHPまたは問合せ先へ。

問合せ ねんきん加入者ダイヤル 0570-003-004(ナビダイヤル) ※IP電話(番号050で始まる電話)の場合は、03-6630-2525へ([03]を省かない)

対象	送付方法	送付時期(予定)
①1月1日～9月30日の間に国民年金保険料を納付した方	電子	10月中旬～下旬にかけて順次
	郵送	10月下旬～11月上旬にかけて順次
②10月1日～12月31日の間に国民年金保険料を納付した方※①の対象者を除く	電子	令和8年1月下旬
	郵送	令和8年2月上旬

納め忘れた国民年金保険料は
納付書がなくてもねんきんネットで納付できます!

■インターネットバンキングを利用している方

「ねんきんネット」からインターネットバンキングに、Pay-eazy納付に必要な情報が連携されるので、納付書がなくてもPay-eazy納付できます。

■インターネットバンキングを利用していない方

「ねんきんネット」上に表示される情報(収納機関番号、納付番号、確認番号)を金融機関などに設置されたPay-eazy対応のATMに入力することで納付できます。詳しくは、日本年金機構のHPまたは問合せ先へ。

※前納など、当月分以降の保険料の納付は不可

※免除などが承認された期間の保険料は、追納申込が済んでいる場合でも納付不可

※その他一定の条件に該当した場合に納付できない場合あり

問合せ ねんきん加入者ダイヤル 0570-003-004(ナビダイヤル)
※IP電話(番号050で始まる電話)の場合は、03-6630-2525へ([03]を省かない)



▲日本年金
機構HP

Contents 一今号の主な内容一

2 こども誰でも通園制度の実施事業者を募集します 4・5 千代田区虐待等防止強化期間 10・11 平和使節団の報告

二十歳のつどいは 事前参加申し込みが必要です

**と
場
対
象** 令和8年1月12日(月・祝)12時30分~15時
ホテルニューオータニ(紀尾井町4-1)
平成17年4月2日~平成18年4月1日生まれの①
区内在住者②区内在住以外で、区立の小・中
学校、中等教育学校のいづれかを卒業した方

**内
容** 式典、講演、企画運営委員会が企画したアトラ
クション、食事の提供を伴うフリータイムなど
11月17日(月)までに区ボータルサイトから。
対象①の方は申込案内を個別送付
※記入内容は、区HPを参照
※申し込み多数の場合は対象②で申し込みのあった方から抽選

申込方法 生涯学習・スポーツ課管係 ☎ 03-5211-3632

**かがやきプラザの浴室の利用を
休止します**

特別清掃作業のため、かがや
きプラザ高齢者活動センター¹⁵浴
室の利用を休止します。他
の施設はご利用いただけます。
11月11日(火)終日



定額減税補足給付金の手続きは お早めに

対象者には、8月下旬以降に
順次通知を送付しています。区
から書類の発送はなく、ご自身
で申請いただく場合もあります。
受け取れません。必ず期限内に
手続きをしてください。

申請期限 10月31日(金)(消印
有効) 10月31日(金)(消印
間合せ) コミュニティ総務課定
額減税補足給付金担当
☎ 03-6272-8341
(9時~17時)

ご意見をお聞かせください

千代田区留保財産の保有・活用に関する基本方針(素案)

区では、公共施設の老朽化や今後予想される人口増加などに対応するため、将来の施設整備に向けた用地の計画的な確保が喫緊の課題となっています。特に、都心に位置する本区では、新たな土地の取得が極めて困難なことから、既存の区有財産の有効活用が重要です。

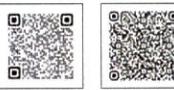
このような背景を踏まえ、将来の施設整備に備える資源として一定の条件を満たす未利用・暫定活用財産を新たに「留保財産」と定義し、その考え方を「千代田区留保財産の保有・活用に関する基本方針(素案)」として整理しました。

旧永田町小学校関係資料の取り扱い

旧永田町小学校は、閉校後、長年にわたり未利用または暫定的な活用が続いている。区では、将来の行政需要に的確に対応するため、より柔軟で有効な土地活用の可能性を広げることが重要と考え、校舎を解体することとしました。解体後の土地は引き続き区が所有し、売却予定はありません。今後の活用方法は、行政課題や地域の状況を踏まえ、慎重に検討を進めています。校舎の解体に伴う記録や資料の取り扱いなどについて、地域の皆さんや関係者のご意見を伺い、今後の対応の参考にしたいと考えています。

問い合わせ 旧永田町小学校 ☎ 03-5211-4160 FAX 03-3264-1466
✉ shisetsukeiei@city.chiyoda.lg.jp 〒102-8688九段南1-2-1

問い合わせ 区HP、区政情報コーナー(区役所2階)、出張所、問合せ先
提出方法 11月19日(水)(必着)郵送の場合は消印有効までに、住所、氏名、所属(区内在勤・在学者は勤務先・学校の名称、法人その他の団体は代表者の氏名、区内に事務所を有する方は事務所の名称)、ご意見を記入のうえ、HP、郵送、ファックス、Eメールまたは直接問合せ先へ
※口頭・電話での意見提出は不可
※意見は区の考え方とともに、区HPで公表
※意見や個人情報は当該案件の検討のみに使用
問い合わせ 施設経営課区有施設担当係 ☎ 03-5211-4160 FAX 03-3264-1466
✉ shisetsukeiei@city.chiyoda.lg.jp 〒102-8688九段南1-2-1



みんなが集まるからおトク 安心・便利な共同購入で、環境に、家計にやさしい暮らし

太陽光パネル・
蓄電池

太陽光パネルの設置が「電気代の大幅な節約」につながることをご存じですか。都では、みんなで安心・おトクに購入できる、太陽光パネル・蓄電池の共同購入事業を開始しています。まずは、無料参加登録で設置費用をご確認ください。

申込期限 10月22日(水)~令和8年1月31日(土)

問い合わせ (都)みんなのおうちに太陽光事務局 ☎ 0120-723-100(10時~18時)

自動車税種別割の減免更新申立書の提出をお忘れなく!

自動車税の減免を受けている自動車の利用状況を確認するため「自動車税種別割減免の更新手続きについて」を記入して10月31日(金)までお送りしています。減免の継続に必要な手続きですので、「減免更新申立書」に必要事項を記入して10月31日(金)までお送りして下さい。

問い合わせ (都)自動車税センター ☎ 03-3525-4066
(平日9時~17時)

みんなのおうちに太陽光



参加登録から設置までの流れ



1. 無料の参加登録
2. 事前見積り
3. 調査申込み
4. 最終見積り
5. ご契約/施工

区民の皆さまに無料公開「公益目的支出計画事業の講演会」のお知らせ

「がん治療と放射線等の情勢
~正しく理解し有効に治療するために~」

開催日時: 2025年11月13日(木) 15:00~16:00 受付開始14:40
開催場所: 東京会館(必ず事前にお申し込みください)
募集人数: 定員10名(先着順・事前にお申込みください)
申込方法: 「11/13 講演会 参加希望」と、往復はがきに「住所/氏名/年齢/職業/電話番号」をご記入の上、開催2日前必着でお送りください。折り返し返連絡を差し上げます。
(お申込みの無い方は入場不可) / [主催] 一般社団法人電気俱楽部 <http://www.denki-club.or.jp/>
電気俱楽部では区民の皆さまに有益な公益目的支出計画の講演会や施設見学会を各種、開催しております。HPも併せてご覧ください。

東京大学大学院医学系研究科 総合放射線診療学講座 特任教授
中川 恵一 氏

この下は広告スペースです。内容は広告主にお問い合わせください

**司法書士による
相談は無料です**

相続登記のご相談は
司法書士へどうぞ!
東京司法書士会千代田支部
会場: 神保町区民館 2階洋室A
日時: 11月20日(木) 12月18日(木) 18時~20時
予約受付メール: soudan@chiyodashibu.com
予約受付ダイヤル: 080-3574-2525 (受付時間: 平日13:00 ~ 17:00)
※電話が繋がらない場合は、時間空けて改めてお掛け直しください。
電話が繋がらない場合は、時間空けて改めてお掛け直しください。

企画総務委員会 送付 7-4-1

旧永田町小学校、幼稚園校舎に付き陳情者と委員会の懇談を求める陳情

受付年月日 令和7年12月1日

陳情者	提出者	1名
	署名者	6名
	計	7名

令和7年12月1日

千代田区議会議長 秋谷こうき様

陳情書

【旧永田町小学校、幼稚園校舎に付き陳情者と委員会の懇談を求める陳情】

理由

令和7年10月20日に旧永田町小学校の解体が決まったことを前提に、千代田区では記録保存の意見を求める意見募集が始まりました。それに対して、令和7年10月15日にいずれも解体を中止してほしいという趣旨の陳情書が2通提出されました。

これらの陳情書は区議会「企画総務委員会」に付託され、11月7日の委員会において審議された結果、継続審議となっています。

審議の際、全ての委員から「区民の意見をもっとていねいに聞くべきである」といった趣旨の発言があり、大変心強く感じました。しかし理事者の答弁は土地に価値があることを繰り返すばかりで、建物の文化財として、歴史的価値に言及しないことを聞き、もっと訴えたいことがあるのに発言ができないことに歯がゆさを感じていました。

私たち陳情者は「永田町小学校・幼稚園から千代田の教育と文化を考える会」として活動しており、卒業生、卒園生、元保護者やその家族、近隣住民、建築の専門家など様々な関係者がそれぞれの立場から意見や知見を持ち寄っています。

私たちは単に個人的な思い出や感傷から校舎を解体しないでと訴えている訳ではありません。旧永田町小学校・幼稚園の校舎は、建築の歴史として価値があるものであり、その文化財である校舎を、今千代田区民が必要としている教育施設等として活用することが経済的にも、地球資源の活用としても有効であると深く考えるからです。

そこで学び、教えてきた人々と共に戦火を潜り抜け戦後の歴史を作ってきた生き証人である校舎を、解体して記録にしてしまうのではなく、活用して、生きた文化遺産として次の世代に伝えて行きたいと思います。

つきましては区議会企画総務委員会において、私たちの声を聞く懇談の場を設けていただくことを希望し、ここに陳情します。



企画総務委員会 送付 7-3-1

旧永田町小学校校舎の留保財産候補選定及び今後の活用方針に対する陳情

受付年月日 令和7年10月15日

陳情者 提出者 1名

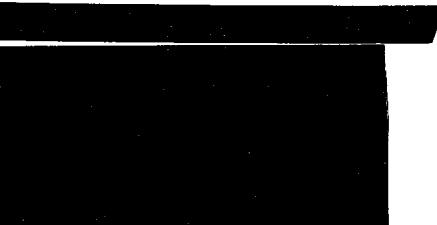
陳情書

令和 7 年 10 月 15 日

千代田区議会議長 秋谷こうき様

旧永田町小学校校舎の留保財産候補選定及び今後の活用方針に対する陳情

陳情者 氏名



この度、旧永田町小学校校舎（以下本校舎）が留保財産候補に選定され、解体等措置を講じると言及されました件につき、強く抗議申し上げます。

本校舎の位置する土地については、1949年に学校用地として東京都より無償譲与いただいた経緯を考慮し、本校舎については、最大限現状を維持したリノベーション保存の上で、旧永田町小学校において主軸であった国際理解教育理念を継承する形での活用をいただきますよう陳情致します。

令和 7 年第 3 回千代田区議会定例会 9 月 25 日（速報版）にて、ふかみ議員より「老朽化した区有施設の大規模改修と暫定活用財産」について、千代田区の検討状況に対する質問がなされ、回答として財産管理担当部長より、「留保財産の候補地として、旧永田町小学校」が挙げられ、「老朽化等により活用が難しい建物については、今後、解体などの措置を講じた上で、土地については、将来の行政需要の備えとして活用していきたい」と記されております。

建物が現存し解体対象となる旧永田町小学校については、1993年の千代田区公共施設適正配置構想の実施による閉校後、2000年～2016年に渡り継続的に度々仮校舎等として利用されており、現状においても設備をリノベーションすることで、充分に行政財産として活用し得るものと提議申し上げます。

樋口区政におかれましては、千代田区を 100 年後も持続的に発展する都市モデルに位置づけ、旧耐震建築の長寿命化及びリノベーションを掲げておられます。1937 年の落成にて、まもなく築 90 年を迎える本校舎こそ千代田区の教育財産であり、スクラップアンドビルトではなく、既存建物を改修し長く使用していくストック利用すべきであります。更に、100 年時代の公共教育施設である学校建物のライフサイクルに鑑みた場合、現時点で解体した場合の環境負荷を可視化する作業を講じ、脱炭素化の都市設計に向けた検討をお願い致します。



また、本校舎は落成当時、校章の意匠ともなった国会議事堂（1936年竣工）と首相官邸と並び、永田町界隈の景観を形作っておりました。近年、2007年に策定の東京都景観計画に基づく永田町界隈の景観作りにあたっても、千代田区政におかれましては、この点ご考慮いただきたくお願い申し上げます。

本校舎と同時期に建てられた、渋谷区立広尾小学校（1932年竣工）や墨田区立言問小学校（1936年竣工）は、現役の近代学校建築として国登録有形文化財（建造物）に指定されています。本校舎も、ル・コルビュジエ等により提唱されたインターナショナルスタイルの鉄筋コンクリート造の水平性を強調した連窓や太い鉄骨柱を特徴とする、落成当時東洋一と謳われた学校建造物として国登録有形文化財への指定を答申し、千代田区の教育建造物遺産として保存いただきますよう、切に要望申し上げます。

旧永田町小学校は、戦後初の学校給食教育、NHK学校放送研究委嘱校を引き受けたテレビ放送教育、学校安全教育、国際理解教育、帰国子女教育、個性尊重教育など、校舎のみならず、ソフトの面でも常に学校教育のモデル校としての役割を担い続けてきた学校であり、文部省による帰国子女教育研究協力校の指定後は、千代田区帰国子女教育受入推進地区センター校として、約80か国からの外国人参観者を迎える、閉校時には在校生の約半数近くが帰国子女という規模がありました。

学校教育現場における国際化が問われる今こそ、如何に千代田区の教育が先進的であったかを継承する国際理解教育の拠点として本校舎をご活用いただきますよう、切に切にお願い申し上げます。

企画総務委員会 送付 7-3-2

文化財、歴史的価値のある旧永田町小学校校舎を解体しないで活用するための陳情

受付年月日 令和7年10月15日

陳情者 提出者 2名

陳情書

令和 7 年 10 月 15 日

千代田区議会議長 秋谷こうき様

文化財、歴史的価値のある旧永田町小学校校舎を解体しないで活用するための陳情

陳情者 氏名
[REDACTED]

共同陳情者 氏名
[REDACTED]

理由

令和 7 年第 3 回千代田区議会により、旧永田町小学校校舎が解体対象となっていることを知り、建築の専門家として意見を申し上げます。

旧永田町小学校（以降永田町小学校）は文化財価値、歴史的価値があり、千代田区の財産として今後も持ち続け活用していくことが可能な建物で、その解体は地球温暖化防止対策を推進する國の方針にも逆行するものです。宝物である千代田区の財産を解体して、大量の二酸化炭素を排出するような区民の損失となる道を選択しないように、議会での審議をお願いいたします。

永田町小学校校舎は、昭和 12 年、東京市の設計により、耐震、耐火、採光、換気、衛生に考慮し、先進的新教育の場として竣工した鉄筋コンクリート、一部鉄骨造、地下 1 階、地上 3 階建ての校舎です。大正 12 年の関東大震災により 117 校の木造校舎が被災しました。永田町小学校は幸いにも被災を免れました。東京では罹災した小学校を全て鉄筋コンクリート 3 階建ての同規格で建て替えを行い、罹災校舎の建て替えが終わった昭和 6 年からは、罹災しなかった木造校舎の建て替えに着手、永田町小学校はその仲間に入り同規格の校舎です。中でも他の小学校以上の設備を備えていたことが注目され、床暖房および温熱暖房のコンベクター設備が公立小学校では唯一敷設されました。竣工時から給食室が設けられ、永田町小学校が初めて実施というものが多くあります。体育館と講堂が別に設けられていたのは東京では 3 校だけで、2 階席ギャラリーや映写室を備えているのは永田町小学校が唯一です。

①文化財としての価値

関東大震災後に建て替えを行った東京の小学校は、170 校になります。昭和 13 年までの、16 年間にこれだけ質の高い小学校を建築したことは、世界にも見ることができない一大事業です。焼け野原になった東京の復興には何より、次の時代を担う子どもに掛けるという当時の施政者の



姿勢が見て取れます。その証となる校舎も現時点で、20校となりました。

昭和 11 年に建築された国會議事堂を屋上から間近に望む永田町小学校の校舎は地域からも期待されました。玄関から校庭に出た部分の「ピロティー」、曲線を活かしたバルコニー、音楽室の全面ガラス、体育館と講堂の縦長の大きな窓など、当時世界的な潮流であった「モダニズム建築」として、道路の高低差と不整形な敷地という特殊な条件を巧みに活かした設計は当時でも優れた建築といえ、造形の規範となっています。

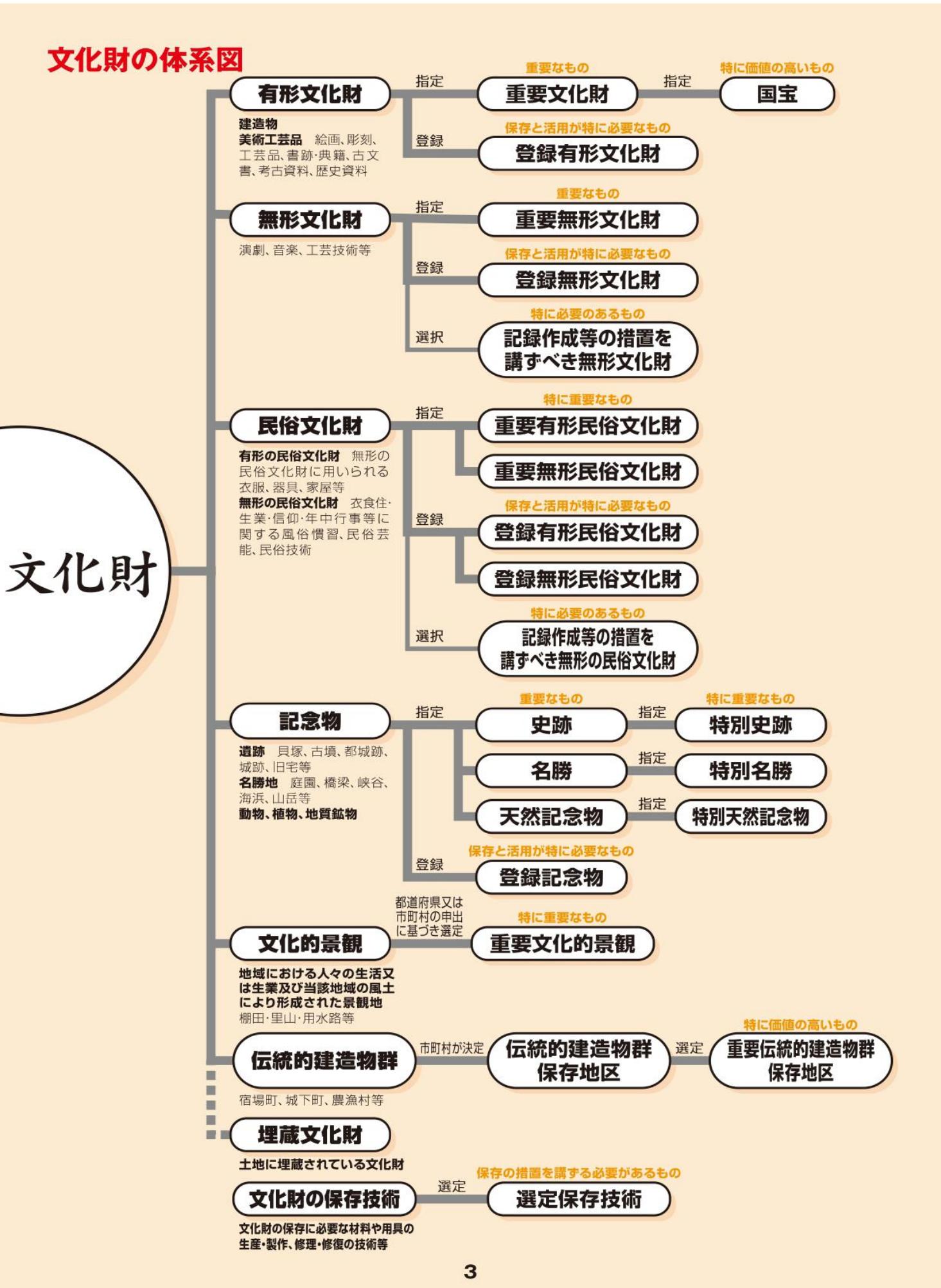
②歴史的価値

永田町小学校は我が国でも特殊で特別な場所の小学校に毎日多くの児童が集まり散じて学校生活を送っていました。場所柄多くの国家元首や夫人も訪れ、日本的小学校の代表として見学されたことは、大きな記憶的価値があり、日本文化のメッセンジャーでもありました。卒業生たちはそれを誇りに思っていました。それは建物の歴史文化財価値に厚みを増すものです。

③今後の活用価値

千代田区は平成 10 年に耐震の精密診断を行い、コンクリートの強度及び、中性化は A ランクで健全なコンクリートだと評価しています。IS 値が現在の基準を下回る部分はあり、耐震補強を勧めるとしています。これは耐震補強のできる建物であるということを示し、危険で直ちに解体すべきと評価しているものではありません。（耐震診断の見解は別書類を参照）

永田町小学校校舎は、立地条件と文化財、歴史的な価値を活かし、貴重な施設として活用するアイデアは多数あります。おもちゃ美術館として活用されている旧四谷第四小学校（昭和 11 年）、京都では、まんがミュージアムになった旧龍池小学校（昭和 3 年～12 年）、高級ホテルに改修された旧清水小学校（昭和 8 年）の例もあります。



旧永田町小学校土地価格・各経費等資料

政策経営部 参考資料1-2

令和7年12月5日

項目	金額（円）	備考
公有財産表の土地価格	18,459,188,535円	
現状のまま10年間維持管理した場合の経費	42,706,410円	過去3年間の決算額の平均×10年
耐震改修した場合の経費	約200,000,000円	他の工事実績を参考に算出
現建物を改修した場合の経費	約2,200,000,000円	他の工事実績を参考に算出
解体経費	約350,000,000円	延べ面積×想定解体経費

標準化移行に伴う証明書コンビニ交付の休止について

区では、区民の利便性向上及び行政の効率化を図るため、全国のコンビニエンスストア等に設置されているマルチコピー機で、住民票の写し等の公的に証明書を取得できる証明書コンビニ交付サービスを、平成31年2月から開始している。

この度、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づく、住民情報系システム及び戸籍システムの標準化移行作業に伴い、下記日程で、コンビニ交付を休止する。

1 休止する理由

住民情報系及び戸籍システム標準化移行作業終了後に、標準化された住民情報系及び戸籍システムと、証明書発行コンビニ交付システムを連携させ、検証する必要があるため。

2 休止する期間及び再開日時

(1) 休止期間：令和7年12月27日（土）～令和8年1月19日（月）

※1 年末年始の休止期間を含む

※2 区役所2階及び各出張所設置のマルチコピー機での発行も休止

(2) 再開日時：令和8年1月20日（火）

住民票の写し、印鑑登録証明書、税証明書…午前6時30分から

戸籍全部（個人）事項証明書、附票全部（個人）事項証明書…午前9時から

3 休止に関する区民等への周知方法

- ・広報千代田12月5日号及び12月20日号を予定
- ・千代田区ホームページ
- ・区公式SNS（公式X・フェイスブック・LINE）
- ・コンビニマルチコピー機内の表示

4 標準化移行に伴いコンビニでの交付サービスが終了する証明書

「課税・納税証明書」

5 標準化スタートスケジュール（移行時期）

住民情報系システム … 令和8年1月 5日（月）から

戸 稽 シ ス テ ム … 令和8年1月13日（火）から

基幹業務システムの統一・標準化の取組みに関する進捗状況について

1. 進捗状況

- 標準化後の総合住民サービスシステム稼働に向け、各課運用テスト、職員操作研修、本番環境への移行リハーサル、システム間の連携テスト等の最終段階にあり、年末年始の本番データ移行から本番環境の確実な稼働に向けた取り組みを進めている状況

2. 移行時期

- 令和8年1月上旬

3. 移行に伴う影響等

- 標準化されたシステムとコンビニ交付システムとの連携検証のため、コンビニ交付の利用停止等

4. 移行後の取り組み（予定）

- 移行後の業務フローの見直しに伴うシステム処理等への相談対応など、適正な事務執行に向けた支援とともに、標準化のメリットを活かし、「公共サービスメッシュ（※1）」、「PMH（パブリック・メディカル・ハブ）（※2）」などとの連携による区民サービスの質向上と職員負担の軽減等に取り組む予定

（※1）公共サービスメッシュは、「自治体内の情報活用」、「行政機関間の情報連携」の2つの枠組みで構成されており、行政が保有するデータを安全・円滑に活用・連携するための情報連携基盤

（※2）PMHは、国民、自治体、医療機関・薬局等の間で必要な情報を安全に交換できる情報連携の仕組みで、自治体システムの標準化の取組と連動しながら、介護保険、予防接種、母子保健、公費負担医療や地方単独の医療費助成などに係る情報を共有するシステム

第5次
千代田区
文化芸術
プラン

素案

令和8年3月

千代田区

はじめに

千代田区では、長い歴史に育まれた伝統が息づき、地域の暮らしの中で継承されてきました。政治・経済の中心地として多くの人々が行き交い、過ごす活気のあるまちであり、美術館や劇場なども多数立地し、文化芸術にかかる多彩な人的・物的資源が集積しています。

区では、平成16年3月に「千代田区文化芸術基本条例」を制定し、翌平成17年に「千代田区文化芸術プラン（第1次）」を策定して以来、千代田区の豊かな資源を活用しながら文化芸術の振興に努めてきました。この間にオープンした「ちよだアートスクエア」（平成22年開館）、「日比谷図書文化館」（平成23年開館）が、約15年間の取組を通じて区の文化芸術振興の拠点へと成長し、区としての基盤整備が進みました。

また、平成29年に「文化芸術基本法」、平成31年には「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、観光、まちづくり、国際交流等の分野における施策を法律の範囲に取り込むことや、未指定のものも含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取組んでいくために保存・活用を図っていくことが示されました。

区の「文化力」の向上を推進する中で、令和元年には新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、文化芸術活動が著しく制限されるという事態にも直面しました。これによって文化芸術振興の意義を再確認することとなり、「千代田区文化芸術プラン（第4次）※」（以下、「第4次プラン」という。）では、「困難と不安の中でこそ、安らぎや勇気を与えてくれる文化芸術の灯を絶やさず、発展していく」ことを目指してきました。

さらに社会の変化が加速している今日では、多様な価値観を認め合うきっかけや土壤を育むための、文化芸術の重要性が高まっています。

ここに策定する「千代田区文化芸術プラン（第5次）」（以下、「本プラン」という。）は、これまで育んできた「文化力」と「文化芸術にかかる豊富な資源」を活かし、千代田区ならではの文化芸術を発展させ、より広く、多くの人々に向けて発信し、心豊かなまちの実現を目指します。

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	2
4 計画における区の文化資源	3
第2章 区を取り巻く現状と課題	4
1 これまでの千代田区の取組と今後の課題	4
2 国、東京都における文化政策動向	9
第3章 基本的方向性	13
1 基本目標	13
2 重点目標	13
3 施策体系	14
第4章 施策の展開	16
1 施策内容	16
2 文化芸術拠点施設の今後の取組	29
第5章 計画の推進	33
資料編	34
1 千代田区文化芸術プラン（第5次）推進委員会 委員名簿	34
2 千代田区文化芸術プラン（第5次）策定経過	35
3 千代田区文化芸術基本条例	36

1 計画策定の背景と目的

文化芸術は、人々に生きる喜びをもたらすとともに、豊かな人間性や感性、想像力を育むものです。また、時代や国境を超えた共感を呼び起こすことによって、人と人を結びつけ、創造的な活動の源泉となります。

さらに、文化芸術とはいわゆる「芸術」だけではなく、伝統文化や生活様式などを含む幅広いものです。文化芸術の振興は、世代、ジェンダー、障害の有無等にかかわらず、互いに認め合いながら、美しさの追及、自立、他者への気遣いやマナーを大切にした文化を今に生かし、質が高く品格ある文化的・芸術的生活を送ることのできるまちの実現に繋がります。

区では、このような文化芸術に対する考え方を踏まえ、「文化芸術を通じて、誰もが自らの暮らしの主人公として豊かな生活を実現し、楽しさや優しさの溢れる美しい千代田区を創る」ために、平成16年3月に「千代田区文化芸術基本条例」(以下、「基本条例」という。)を制定しました。

さらに基本条例の基本理念(第2条)を踏まえた「心豊かな日常生活が送れる美しいまちの実現」、「文化芸術のエネルギーがあふれるまちの実現」という、計画の目指すべき姿の実現に向け、平成17年に「千代田区文化芸術プラン(第1次)※」を策定しました。同プランでは、基本条例の重点目標(第7条)に従い、「保存し伝える」、「創る」、「育てる」という3つの重点目標を立て、それに従って施策・プロジェクトに取組んできました。令和3年度には「千代田区文化芸術プラン(第4次)※」を策定し文化芸術振興を進めてきました。

これらの経緯とともに、人々の多様な価値観の広がりやデジタル技術の進展といった社会の動きを踏まえ、「千代田区文化芸術プラン(第5次)」を策定します。

本プランでは、千代田区に住む人、働く人、学ぶ人、買い物や観光などでまちを訪れるすべての人々が文化芸術に親しむことができることを目指します。とくに近年では外国人居住者も増加していることから、更なる多文化共生の実現に向けて取組んでいきます。

また、千代田区に集積する多様な文化資源を活かすとともに、文化芸術の担い手である区民一人ひとりが文化芸術活動に参加する機会を提供していくことで、千代田区ならではの文化芸術を創出します。

2 計画の位置づけ

本プランは、基本条例（第6条）に基づき、総合的かつ計画的に文化芸術に関する施策を推進するための計画として位置づけます。

同条例に示された基本理念ならびに重点目標を踏まえ、千代田区が区民とともに文化芸術振興施策を立案・実施する際の基本的な考え方を示す基本計画であり、施策の具体的な内容も示しています。

また、令和5年には千代田区第4次基本構想が策定され、「伝統と未来が調和し、躍進するまち」という将来像が示されました。この将来像に、関連計画もあわせて、計画を推進していきます。



3 計画期間

本プランの計画期間は令和8年度から令和12年度までの5か年とします。

※第一次から第四次までは期数の表記に漢数字を使用していましたが、本プラン内では算用数字で統一して表記します。

4 計画における区の文化資源

千代田区は、江戸幕府開府以来、明治、大正、昭和、平成と400年の長きにわたり常に日本の政治・経済・文化の中心となってきた地であり、伝統文化や生活様式などを含む豊富な文化資源があります。これらすべてを本プランにおける文化芸術資源とします。

明治以降の近代化の過程で番町・麹町地区に政府関係者や文化人が居住するようになり、さらに各国の大使館が立地することとなりました。こうした開国と近代化の歩みとともに西洋文化を取り入れる過程で、独特の文化が生まれました。

また、区内には教育施設が数多く設置され、学生の街となるとともに、神保町には古書店街が、お茶の水には楽器店が集積し、それぞれの地域に個性的な文化が育まれました。

同時に商人の街でもあり、伝統や慣習にしばられない、独自の文化を生み出す風土があります。浮世絵、歌舞伎、黄表紙、俳諧、落語などは今では日本の「伝統文化」とされていますが、当時は上方の影響から抜け出した自由な発想で生まれたものでした。

現代では、ポップカルチャーの盛んな地として、秋葉原が世界中から多くの人を集めています。

一方、古くから今まで地域の人々が受け継いできた祭や行事、伝統文化などの無形の文化芸術資源も数多く残されています。食の面でも、蕎麦や天ぷら、寿司、お酒、鰻、和菓子など、区内には多くの老舗があり、長い歴史を踏まえつつ新しい取組にもチャレンジし、その味を今に伝えています。それらの美意識や価値観等を振り返ることで、現代に相対的な視点も与えています。

もう一つの千代田区の特異な点は、東京23区でも上位の緑被率の高さです。皇居を中心に東西1.5km、南北2kmの緑地が形成されており、その他にも多数の緑豊かな公園があり、大都会の中で人々に憩いの場を提供してきました。

こうした特徴が多くの人々を惹きつける魅力となり、都心ならではの新たな文化的な刺激につながっています。

これらのことと踏まえ、千代田区で過ごすすべての人々が、多様なかたちで文化芸術に親しむことができるような機会の提供と、そこから生まれる多様な文化資源を文化芸術振興に活用することを基本的な方向性として、具体的な施策を展開していきます。

1 これまでの区の取組と今後の課題

◆重点目標ごとの評価と課題

第4次プランでは、基本条例に示された基本理念の実現に向けて、同条例の重点目標「保存し伝える」、「創る」、「育てる」に基づいて取組を進めてきました。

重点目標Ⅰ 保存し伝える

① 施策と取組状況

施策1 記憶と暮らしの 再発見と伝承	「まちの記憶」を保存し継承できるよう、写真やインスタグラムを活用したコンテストの開催や、まちの記憶保存プレートの設置を行いました。 また、区内小学校にて、高齢者等をゲストティーチャーとして招聘し、日本の伝承遊び等を体験する講座を実施しました。
施策2 ちよだの文化遺産 の継承・発展	区が収集した文化財を活用した展示を毎年度開催し、多くの方に来場いただきましたとともに、文化財サインの新規設置や修繕を行いました。 また、「区の花さくら再生事業」では、さくら基金へのクラウドファンディングを実施し、集まった寄付をさくらの維持再生に取組む経費の一部にあてることができました。

② 今後に向けた課題

区が収集した文化財を始めとする文化遺産（資源）をデジタル化し、ウェブ等で分かりやすく公開することで、区民や多くの人たちが文化遺産に親しむ機会をさらに増やし、その魅力を広く発信していく必要があります。

また、歴史・文化の保存・継承と地域コミュニティ振興とのつながりを醸成していくとともに、近代や現代の文化についても目を向け、区に誇りと愛着を持てる文化の継承につなげていくことが求められます。

重点目標2 創る

① 施策と取組状況

施策3 文化芸術が身近に親しめるまちづくり	昼夜みコンサートでは、さまざまな年代の方が楽しめるよう、前方に子ども席を用意したこと、多くの親子連れに来場いただきました。また、区内の劇場と連携し、さまざまな公演を区民料金（チケット定額の半額）で販売し、区民が文化芸術に触れる機会を提供しました。
施策4 区民文化活動の活性化	区内に活動拠点を置く文化団体が実施する事業に対して補助金を交付することで、団体の事業を支援するとともに、区民が文化芸術に触れる機会を提供しました。また、区内で活動している文化団体の発表の場として文化芸術の秋フェスティバルを開催し、団体同士の交流機会を創出しました。
施策5 ちよだの魅力の共有と発信	区民のみならず外国人等の観光客に、区の文化資源を分かりやすく周知するため、ウェブやSNSを活用し、情報発信を行いました。

② 今後に向けた課題

区内で活動する文化団体の活動を引き続き支援するとともに、団体同士の交流の輪をさらに広げる必要があります。

また、区を訪れる人にも分かりやすく、インバウンドを含めた観光客も参加できるような機会の提供や情報発信が求められます。

重点目標3 育てる

① 施策と取組状況

施策6 次世代を担う子ども・若者の創造力育成	区の文化資源を活用し、子どもの頃から継続的に文化芸術に触れられるよう、学校で伝統文化を理解する教育や体験教室を実施しました。また、文化芸術拠点施設であるちよだアートスクエアにてアーティスト・イン・レジデンス事業を実施し、アーティスト等との交流を通じて、知的・創造的な刺激を得る機会を提供しました。
施策7 文化芸術を創り、担う人の育成	障害者アート支援事業では、障害の有無にかかわらず全ての人がともにアートにふれる体験やワークショップを実施しました。また、ちよだ生涯学習カレッジの実施や文化観光ボランティアの養成等を行うことによって、文化芸術を担う人材の育成を行いました。

② 今後に向けた課題

次世代を担う子どもたちが伝統文化に触れるとともに、新しいものを創り出す力を育むための支援を引き続き行う必要があります。

また、文化芸術を振興するためのボランティアや、創り手と受け手をつなぐ人など、さまざまな人材が求められます。

❖文化芸術拠点施設ごとの取組

第4次プランにおいて、「ちよだアートスクエア」、「日比谷図書文化館」、「内幸町ホール」、「九段生涯学習館」を、区による文化芸術振興施策を推進していくための拠点施設として位置付けました。これら4つの施設は、第4次プランにおける施策・プロジェクトを推進する役割を担いました。

施設1 ちよだアートスクエア

ちよだアートスクエアは、文化芸術活動の場所や機会を提供する民設民営の施設として、これまで、多くの展覧会やイベント、ワークショップ等を実施し、重点目標である「創る」を推進してきました。また、重点目標の「育てる」では、さまざまな年代の多様な区民を文化芸術活動の担い手として育成する活動を展開してきました。さらに、地域コミュニティとの関係や文化芸術に関するネットワークも構築してきました。

第4次プランの期間中である令和3年12月に旧練成中学校をちよだアートスクエアの拠点施設として位置づけ、活用していく方向性を決定しました。本施設は築47年が経過していることから、令和5年度より一時休館し、施設老朽化に対応するため改修工事を行っています。

施設2 日比谷図書文化館

日比谷図書文化館は、図書館機能、ミュージアム機能、文化活動・交流機能の3つの機能をもった複合文化施設です。

日比谷図書文化館はすべての重点目標に紐づく施策・プロジェクトを担っており、「保存し伝える」では、文化財の収蔵や区のゆかりの歴史や文化財を紹介する常設展示、区の特徴ある歴史や文化を紹介する特別展示を行い、多くの方にご来場いただきました。

また、重点目標の「創る」・「育てる」では、利用者の参画を促す各種講演会、セミナー、ワークショップなどを開催し、さまざまな学びと交流の場を提供しました。

施設3 内幸町ホール

内幸町ホールは、音楽を中心に、舞踊、演劇や落語などさまざまな文化芸術活動の場を提供する多目的ホールです。コロナ禍においてホールの利用率が下がったときもありましたが、令和6年度には100%近い利用率となり、区民の文化芸術活動の場として多くの方にご利用いただきました。

また、重点目標の「創る」として、区内の文化芸術活動を行う団体が成果発表を行う内幸町ホール文化祭を開催し、区民等の活動を支援し、活性化する事業となりました。

施設老朽化に伴う改修工事のため、令和7年度より一時休館しています。

施設4 九段生涯学習館

九段生涯学習館は、生涯学習の振興を図るため、自主的かつ継続的な学習活動をしている区民のグループ、サークル等の団体が行う学習・研究・実習等に対して場を提供する施設です。

重点目標の「創る」・「育てる」に紐づく施策・プロジェクトを担っており、文化芸術を支える人材の育成として、「ちよだ生涯学習カレッジ」を実施し、活動する人の輪を広げ、「創る」における創作や発表だけでなく、交流の機会を広げてきました。

なお、九段生涯学習館は、「九段南一丁目地区第一種市街地再開発事業」の地区内に所在しており、本再開発に関する再開発ビルに配置する区有施設については、現時点で生涯学習館の機能更新を軸に検討していくこととしています。

❖ 今後に向けた課題

現在、4つの文化芸術拠点施設のうち「ちよだアートスクエア」、「内幸町ホール」の2施設が、老朽化に伴う改修工事のため一時休館していますが、両施設の休館中も、この施設で行われていた取組を引継ぎ、固定の施設に縛られずに事業を展開していく必要があります。

また、4つの拠点施設が連携し、重点目標の達成に向けて取組んでいくことが求められます。

今後の取組については第4章にて詳述します。

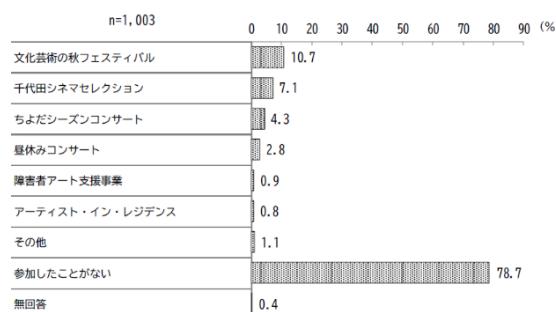
Column 文化芸術施策に関する区民の意見

現在、区で取組んでいる文化・芸術施策について、千代田区民世論調査（令和6年）から、以下のような結果が出ました。

78.7%の回答者が区の文化芸術イベントに参加したことないと回答しており、その理由としては、「どんな活動があるかわからない」「時間に余裕がない」が多く挙げられています。一方、参加したいと感じる文化芸術イベントについては、音楽イベントに関する回答が多く見られました。

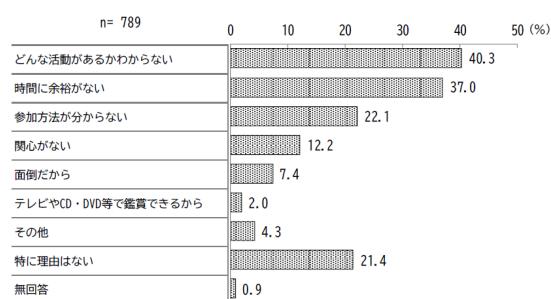
問35 あなたは今までに区の文化芸術にかかるイベントに参加したことがありますか。
(○はいくつでも)

図14-1-1 文化芸術イベントへの参加状況



(問35において「7. 参加したことない」とお答えの方に)
問35-1 参加したことない理由は何ですか。
(○はいくつでも)

図14-1-3 参加していない理由



問36 今後、あなたが参加したいと感じる文化芸術イベントがあればご記入ください。(自由記述)

No.	分類	出現数
1	音楽イベント	43
2	映画イベント	12
3	舞台イベント	10
4	アートイベント	7
5	歴史学習	5
6	フリーマーケット・マルシェ	3
7	まち歩きイベント	3

No.	分類	出現数
8	祭り	3
9	交流イベント	3
10	障害者芸術文化	2
11	その他イベント	9
12	その他ご意見	10
13	特に無し	7

※ 自由記述の中には重複するものもあるため、出現数の合計と回答者数は一致しない。

2 国、東京都における文化政策動向

❖国による文化政策の動向

①文化芸術推進基本計画の策定

平成 29 年に「文化芸術振興基本法」が改正され、「文化芸術基本法」が施行されました。同法では、文化芸術自体の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込むことが示されました。

平成 30 年には同法に基づき、国の文化芸術振興を方向づける「文化芸術推進基本計画」が策定されています。さらに、令和 5 年に閣議決定された文化芸術推進基本計画（第 2 期）においては、第 1 期計画の期間中に発生した新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大によって芸術の「人々に安らぎと勇気、明日への希望を与えるもの」という本質的価値が改めて認識されたことに触れられています。またデジタル化等の技術革新によって新たな収益を生むことで、芸術の本質的価値の向上のために再投資されるという好循環をつくり出していくことを打ち出しています。また、同計画では国と地方公共団体の連携を一層深め、地方創生・地域活性化にも資する文化芸術を振興していく旨も記載されています。

②障害の有無にかかわらない文化芸術活動の推進・支援

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の制定や、全国的な気運を踏まえ、国においても、平成 30 年に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されました。

同法では、文化芸術基本法の理念に基づき、障害の有無にかかわらず文化芸術を鑑賞し、また創造することができるようすることを理念として掲げています。そして、地方公共団体に対して、障害の有無にかかわらない文化芸術活動の推進を行うことを求めています。

また、同法に基づいて策定された「障害者文化芸術基本計画」（令和 5 年に第 2 期計画策定）においては、「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」の開催に関連した、「社会包摂に資する文化芸術活動の広がりや、文化事業・活動へのバリアフリー対応等のアクセシビリティの向上といった成果」をレガシーとして受け継いでいくこととなっています。

③文化財の保護から活用への拡大

文化財保護法の制定以来、その基本方針として、文化財の保存・継承を行うことに重点が置かれてきました。

平成31年「文化財保護法及び地方行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、文化財の確実な継承を目指して、新たに未指定の文化財を含め、地域のまちづくりに活用しつつ、地域社会総がかりで取組んでいくことが示されました。その中では、地域社会で連携を深めながら、文化財の計画的な保存、活用を促進し、地方文化財保護行政を推進することを目指しています。

このような動きの中で、国は、地方公共団体が「文化財保存活用地域計画」を策定するための支援として、「文化財保存活用地域計画作成のためのハンドブック」を発行しています。

❖東京都による文化政策の動向

①東京文化戦略2030の策定

東京都における文化政策は、昭和58年に「東京都文化振興条例」が制定されてから始まります。その後、平成18年には「東京都文化振興指針」を策定しました。

令和3年に策定された「『未来の東京』戦略」では「文化やエンターテインメントで世界を惹きつける東京」を目指し、芸術文化を身近に触れられる環境の創出によって、東京のアートシーン拡大につながる好循環を生み出すとともに、世界に向けて東京の芸術文化の発信に取組んできました。

都の文化政策の方針としては、令和4年に策定された「東京文化戦略2030～芸術文化で躍動する都市東京を目指して～」が現行の計画となっています。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が終了し、新型コロナウイルス感染症の影響、持続・共生社会へのシフト、デジタル化の進展など、社会環境が大きく変化しているタイミングをとらえて策定されたものであり、「芸術文化の力で『躍動』と『豊かさ』が両立した社会、『芸術文化で躍動する都市東京』を目指す2040年代の東京の姿としています。

そして直近の令和7年に策定された基本計画である「2050東京戦略」においても、「東京発の洗練された価値が世界中の人々を刺激し、心を潤す」というビジョンが掲げられ、コロナ禍を経てこれまでの文化芸術への視点とは一線を画し、「限られた愛好家のためのものではなく、社会の基盤である」という考え方方が示されています。

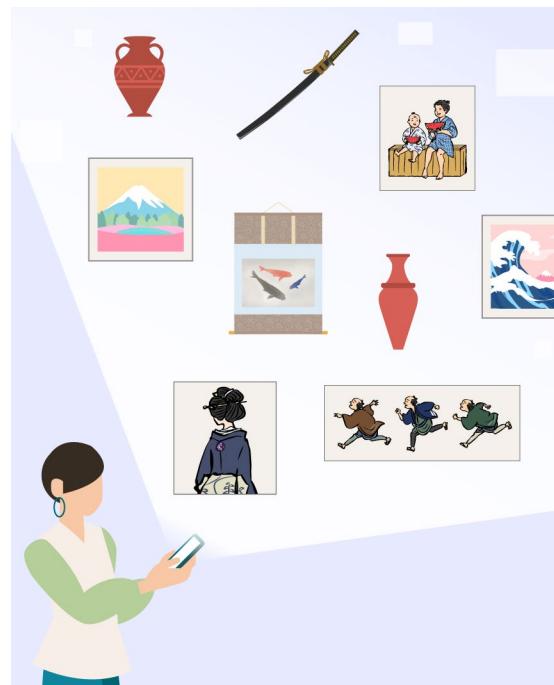
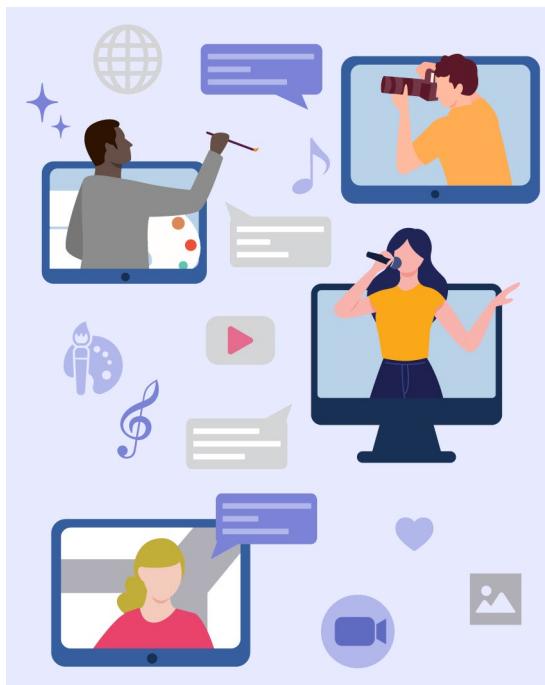
②観光政策の推進

国によるインバウンド（外国人の訪日旅行）政策とそれに伴う外国人観光客の増加を踏まえ、東京都においても、平成31年に「東京都観光産業振興実行プラン」が策定されました。令和6年に策定された「PRIME観光都市・東京 東京都観光産業振興実行プラン 2024-2026」では、アフターコロナで復活した観光需要の積極的な取り込みとともに、観光における持続可能性の確保、観光産業の基盤の強靭化を基本方針とした取組を展開しています。

❖その他、文化芸術を取りまく社会情勢

文化芸術施設等の運営や各種文化芸術イベントの実施についての取組を進めていくにあたっては、国、東京都における文化政策動向に留意します。とくに、自然災害や感染症の予防等の社会情勢が変動した状況下においても、文化芸術活動を絶やさない環境をつくります。

また、IT技術等の進展により、世界中への情報発信や交流、情報収集が容易になりました。その一方で、ITツールを使いこなせるか否かによる情報格差や、同質の情報が集中することで価値観に偏りも生じることが指摘されています。



Column 他自治体のDX活用事例

◆まつどデジタルミュージアム(千葉県松戸市)

松戸市立博物館と戸定歴史館の収蔵品をオンラインで閲覧することができる。文化財の周辺環境や関連の文化財を含めてストーリーを創ることで、文化財の価値をわかりやすく発信していくことを目的とした取組である。

収蔵品の検索、閲覧に加え、収蔵品をさまざまな角度から観察できる「3Dコンテンツ」や細部まで観察できる「高精細コンテンツ」等、デジタルならではの楽しみ方ができる。

また、子ども向けコンテンツとして「こどもミュージアム」も充実しており、子どもが自宅で楽しめるコンテンツが複数用意されている。



出典：まつどデジタルミュージアム web サイト
(<https://matsudo-digital-museum.jp/>)

◆トキワ荘通り AR 探訪(豊島区)

手塚治虫をはじめとするマンガの巨匠たちが青春時代を過ごした「トキワ荘」が建てられていた豊島区南長崎地域を、より多くの人に親しんでもらうために開発。

トキワ荘の関連施設が多くある「トキワ荘通り」周辺で、マンガの世界をイメージしたARによる観光ガイドを体験することができる。

該当エリアではテキストと画像によるガイドを見ることができ、公認キャラクター「かきとらさん」のイラストやフキダシなど、現実空間にマンガの世界が登場したかのような感覚を味わうことができる。



出典：豊島区 Web サイト
(<https://www.city.toshima.lg.jp/467/bunka/2411271751.html>)

第3章

基本的方向性

1 基本目標

本プランは「千代田区文化芸術基本条例」第6条に基づき定めるものです。これにより、同条例の第1条に示される「目的」を本プランの基本目標として掲げます。

文化芸術を通じて豊かな区の未来を拓く

千代田区文化芸術基本条例

(目的) 第1条

この条例は、文化芸術基本法（平成13年法律第148号）に基づき、千代田区（以下「区」という。）における文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに区及び区民等の責務を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、**文化芸術を通じて豊かな区の未来を拓くことを目的とする。**

本プランでは次の2つを目指すべき姿とします。

～ 心豊かな日常生活が送れる美しいまちの実現 ～

～ 文化芸術のエネルギーがあふれるまちの実現 ～

2 重点目標

「千代田区文化芸術基本条例」の重点目標（第7条）に基づき、次の3つの柱を設定します。

保存し伝える	創る	育てる
区に集積するさまざまな伝統文化や芸術・芸能、街の歴史を将来にわたって保存し、次代に伝えていくことによって、誇りと愛着を持つ区の継承を図る。	地域ごとの個性を生かし、人々の交流を活発にすることによって地域における文化芸術活動の展開を促進するとともに、国内外の文化芸術を取り入れ吸収し、全国及び世界に向けて発信する新たな区の文化芸術を創造する。また、品格ある文化を発展させていく視点で、誰にでも優しく美しいまちの創出を図る。	将来の文化芸術を担う子どもたちを育てるとともに、文化芸術を鑑賞し、楽しむ人々の裾野を広げることにより、幅広い文化芸術の担い手を育成する。また、地域ぐるみで担い手の育成に取組むよう、地域の活力の向上を図る。

3 施策体系

基本目標	重点目標	施策
文化芸術を通じて豊かな区の未来を拓く	1 保存し伝える	施策1 文化芸術遺産の保存・継承 歴史や伝統、暮らしの文化を学び、共有することで、文化芸術遺産を継承する
		施策2 資源活用と情報発信 イベントや観光をとおして情報発信を行い、価値ある文化芸術遺産を将来に遺す
	2 創る	施策3 文化芸術風土の醸成 区民が歴史や伝統文化に触れ、文化芸術作品に親しむ環境をつくる
		施策4 創作活動の促進 文化芸術活動を活性化する、創作活動を促進する
	3 育てる	施策5 多様な主体との連携 区内の多様な主体と連携し、新しい文化芸術の創出を図る
		施策6 子どもの育成 子どもたちが文化芸術に親しむ環境と、豊かな感性や創造力を養う機会を提供する
	3 育てる	施策7 創り手の育成 文化芸術を創造する人材の発掘や育成を図る
		施策8 支え手の育成 文化芸術を支える人材を育成し、活用する

主な事業	文化芸術拠点施設			
	ちよだ アートスクエア	日比谷 図書文化館	内幸町 ホール	九段生涯 学習館
伝統工芸継承事業	●	●		
昔あそびの伝承				
文化財企画展・文化財特別展		●		
図書・文化財のデジタル化		●		
昼休みコンサート	●			
地域と連携した展示・イベント	●	●		
文化事業助成	●		●	
文化芸術の秋フェスティバル				●
千代田ミュージアムネットワーク	●	●		
区内民間文化施設との連携				
体験教室		●		●
(仮称)子ども1日書店長	●	●		
ちよだアーティストバンク	●		●	
人材バンク活用講座				●
コミュニケーター育成プログラム	●			
国際交流・協力ボランティアバンクの活用				

1 施策内容

重点目標1 保存し伝える

区内に集積するさまざまな伝統文化や芸術・芸能、街の歴史を将来にわたって保存し、次代に伝えていくことによって、誇りと愛着を持てる区の継承を図る（区文化芸術基本条例第7条より）。

施策1

文化芸術遺産の保存・継承

▶歴史や伝統、暮らしの文化を学び、共有することで、文化芸術遺産を継承する

文化芸術遺産の保存に加えて、文化財や史跡、歳時記等の暮らしの文化を学ぶ講座やイベント等をとおして、区民が歴史や伝統文化を学び、それらを共有することによる活用・継承を促進します。

No.	事業名称	内容	担当課
①	新規 伝統工芸継承事業	日本の伝統工芸や江戸文化とアーティストがコラボした、ワークショップ等による区民参加型のプロジェクト	文化振興課
②	史跡の保存活用・地域計画の策定	史跡や地域の文化財を適切に保存し、次代に継承するための計画の策定	文化振興課
③	昔あそびの伝承	日本の伝統文化、生活の知恵を学習する講座や体験イベントの開催	指導課
④	『景観まちづくり重要物件』及び『景観重要建造物』の指定	歴史的な景観の保存・継承を目的とした『景観まちづくり重要物件』及び『景観重要建造物』の指定	景観・都市計画課

◆伝統文化の保存・継承

区内には、江戸城外堀跡のような、東京、さらには日本を代表するような歴史的景観から、祭りには欠かせないお囃子など区民の暮らしに溶け込んだ伝統文化まで、時代とともに変化を続けながら、さまざまなまちの歴史が形成されています。

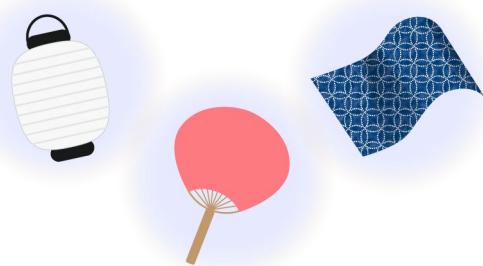
まちの記憶や情景、昔から伝わる生活の知恵なども区の貴重な文化芸術ととらえ、記録・保存に努めるとともに新たな価値を見出し、継承していきます。

「伝統工芸継承事業」は、現役で活躍するアーティストと日本が誇る伝統工芸がコラボすることによって、日本の伝統的な美意識と芸術力を次世代に継承する取組です。開発された商品はリニューアルオープン後の「ちよだアートスクエア」で販売することを予定しています。

工芸品制作の過程から商品開発までを区民が参加できるプロジェクトであり、伝統文化への興味関心に加え、シビックプライドの醸成にもつなげます。



区の景観



伝統工芸継承事業

❖暮らしの文化の継承

区内の地域人材等との連携により、日本の伝統文化に触れる機会を提供し、自然や環境の大切さを意識したり、他人を思いやる気持ちや生活の知恵を学習したりする取組を行っています。

「昔あそびの伝承」事業は、区内の高齢者が子どもたちに日本の伝統的な遊びを教える事業です。伝統文化の継承に加えて世代間交流も図り、子どもたちからさらに後の世代への継承の土壌を醸成します。

また、区には土地に根付いた多様な食文化があり、これは未来に継承すべき伝統文化の一つです。地域と連携しながら、区の食文化の振興を推進していきます。



昔あそびの伝承



区内の食文化

施策2

資源活用と情報発信

▶イベントや観光をとおして情報発信を行い、価値ある文化芸術遺産を将来に遺す

イベントや観光をとおして文化芸術遺産を発信し、広く認知されることで、その価値を高め、これらを将来にわたって保存し未来に継承する土壤をつくります。

No.	事業名称	内容	担当課
⑤	企画展・特別展	区が収集した歴史・民俗・美術・考古などの資料を中心に、区の特徴ある歴史や文化を紹介する展示の実施	文化振興課
⑥	拡充  図書・文化財のデジタル化	貴重資料等を中心とした高精細デジタルデータの作成及び、デジタルアーカイブシステムの構築	文化振興課
⑦	文化財サインの設置	区の豊かな文化資源をわかりやすく発信し、関心を喚起することを目的とした解説板の設置	文化振興課
⑧	まちの記憶保存プレート	歴史的な事象や縁のある人物等をテーマにしたデザインプレートの設置	コミュニティ総務課
⑨	歴史散歩マップシリーズ発行・配布	区の文化芸術をめぐるマップをシリーズで発行・配布	商工観光課 (観光協会)
⑩	平和イベント	戦時下や昭和初期の生活の様子を伝える所蔵品の展示による、「平和の大切さ」を確かめる機会の提供	国際平和・男女平等人権課

❖文化芸術遺産の発信による価値向上

「企画展・特別展」は、区の特徴ある歴史や文化を紹介する展示を日比谷図書文化館で行い、地域の歴史をより深く理解し、祖先の暮らしや伝統的な産業、風俗、慣習への理解を深める事業です。特に、古くから受け継がれてきた祭りは、区の伝統文化の象徴です。その華やかさの裏には綿密な準備と地域住民の協力があり、コミュニティの結束を強める重要な役割を果たしてきました。祭りによって生まれる世代を超えた交流に加え、受け継がれてきた美意識や価値観を紹介するとともに、現代に活かす発信を行います。

さらに、各年のトピックや社会的要請等をとらえたテーマを選択し、他の自治体や博物館施設、資料所有者などとも連携しながら展示を行うことで、より幅広い集客や更なる価値の向上につなげます。



企画展・特別展

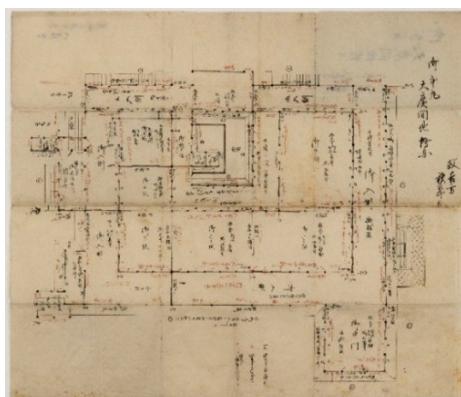
❖デジタル活用による保存・発信

さまざまな要因で展示が難しい文化財の鑑賞機会を確保したり、現地に訪れることが難しい人々に向けた発信を可能としたりするために、DXを推進していきます。

DXを推進していくうえで情報格差や価値観の偏りなどの課題に対応できるよう、区ではスマホ教室などを実施しており、発信・交流ツールとして図書・文化財のデジタル化を進めます。

「図書・文化財のデジタル化」事業では、区が所蔵する資料や区内に所在する文化財のうち、とくに慎重な取り扱いが必要で展示機会が限られている浮世絵、古文書や貴重図書などについて、高精細デジタルデータを作成することで、鑑賞機会の拡大と資料の安全な保存を両立します。

また、データ化した資料を公開するデジタルアーカイブシステムの構築や、デジタルデータを利用したレプリカの作成によって、区民が文化資源に親しむ機会を増やします。



図書・文化財のデジタル化

重点目標2 創る

地域ごとの特性を生かし、人々の交流を活発にすることによって地域における文化芸術活動の展開を促進するとともに、国内外の文化芸術を取り入れ吸収し、全国及び世界に向けて発信する新たな千代田区の文化芸術を創造する（区文化芸術基本条例第7条より）。

施策3

文化芸術風土の醸成

▶区民が歴史や伝統文化に触れ、文化芸術作品に親しむ環境をつくる

身近な場所でまちの歴史や伝統、暮らしの文化に触れたり文化財や芸術作品を鑑賞したり、区民が日常生活の中で文化芸術に親しむことのできる環境を創出します。

No.	事業名称	内容	担当課
⑪	昼夜みコンサート	昼夜みの時間に区役所等のオープンスペースを活用した、さまざまなジャンルのコンサートの実施	文化振興課
⑫	ミューズ＆シアターマップ	区内の劇場や美術館、博物館等を周知するガイドマップの作製。インターネット上のマップを区HPで公開	文化振興課
⑬	文化芸術鑑賞チケット販売	区内の劇場等と連携した、鑑賞券購入の助成	文化振興課
⑭	内幸町ホール主催事業	区民が文化芸術に親しめるよう、内幸町ホールを使った音楽・朗読等のさまざまなイベントの実施	文化振興課
⑮	千代田シネマセレクション	東京映画祭の実施団体と共に、区内在住・在勤・在学者を無料招待する映画上映会	文化振興課
⑯	地域と連携した展示・イベント	図書館内で、古書や出版業、大使館、大学等と連携した展示・イベントの実施 漫画やアニメ等コンテンツとの連携	文化振興課
⑰	日比谷カレッジ	「江戸・東京、本、スキルアップ、芸術、センスアップ」のカテゴリに基づく、年70事業程度の講座・講演会の実施	文化振興課
⑱	日比谷図書文化館における展示・講座	指定管理者によるさまざまなテーマの特別展と関連講座、企画展示等を実施	文化振興課
⑲	区内まちあるきツアー	神保町を中心に千代田図書館コンシェルジュが行うまち歩きイベント	文化振興課
⑳	生涯学習団体1日公開講座事業	生涯学習団体の新規会員募集を目的とした講座講習会に対し、講師謝礼の全部または一部を負担する事業	生涯学習・スポーツ課

❖日常生活の中で芸術に親しむことができる環境づくり

区民が文化芸術を身近に感じ、多様な文化芸術に親しむことができるよう、身近な場所で気軽に鑑賞・体験できる機会や、区内の民間文化芸術施設と連携した鑑賞の機会を充実していきます。

文化芸術の楽しさ・豊かさを知るきっかけとして、「**昼休みコンサート**」事業では区役所等のオープンスペースで昼休みの時間にさまざまなジャンルのコンサートを実施します。

多くの人の目に留まるように日常の中で良質な文化芸術に親しむ機会を提供することで、あらゆる人々が文化芸術を身近に感じられるようにします。



昼休みコンサート



ミューズアンドシアターマップ 表紙



シネマセレクション チラシ



地域と連携した展示・イベント

❖まちの歴史や伝統、暮らしの文化を発見する

千代田区立図書館は、案内や展示などを通した千代田区の地域情報や“出版”に関する情報の発信を担っています。

「**地域と連携した展示・イベント**」事業では、図書館内で古書や出版業、大使館、大学等と連携した展示・イベント等を実施し、相互の関係性強化による活性化や資料の活用推進を図ります。

また、ちよだアートスクエアでは、ポップカルチャーが盛んな秋葉原の特徴を活かし、漫画やアニメ等のコンテンツとの連携も図っていきます。

施策4

創作活動の促進

▶文化芸術活動を活性化する、創作活動を促進する

区内で文化芸術活動を行う個人・団体に対し、発表の場や機会の提供、情報発信、資源の提供等、さまざまなかたちで支援し、創作活動を促進します。

No.	事業名称	内容	担当課
㉑	文化事業助成	区内文化団体が実施する文化事業への補助金の交付（200万円を上限に事業経費の一部補助）	文化振興課
㉒	文化芸術の秋フェスティバル	区民が文化芸術に親しめるようなさまざまな事業の実施と、文化団体等の発表の場の提供	文化振興課
㉓	新規 内幸町ホール利用にかかる区内在住者優先予約制度の導入	区内在住者及び半数以上が区内在住者からなる団体に対し、利用料金の減額や優先予約の実施	文化振興課
㉔	内幸町ホール文化祭	区内で文化活動を行う団体に内幸町ホールを無償貸与することによる発表の機会の提供	文化振興課
㉕	Instagramコンテスト	Instagramを活用した、四季折々の風景や行事等、区の観光に資する写真の募集	商工観光課（観光協会）
㉖	区民自主企画運営講座（九段生涯学習館）	区に在住・在勤・在学する5名以上で構成する団体が企画した講座の実施	生涯学習・スポーツ課

❖文化芸術活動を行う個人・団体等の創作活動を支援

区内では、コーラスや絵画などの活動に加え、茶道や華道などの伝統文化を楽しみ伝える活動が多く行われています。区内で創作・表現を楽しむ個人や団体、NPO等、また芸術家・作家として活動する人たちを支援し文化活動を促進することで、創作・表現活動の発信力を強化し、芸術文化や伝統文化などの維持・継続・発展を図ります。

「文化事業助成」事業では、区に活動拠点を置き活動している文化団体が自主的・自発的に実施する文化事業に対して、200万円を上限に事業経費の一部を補助しています。



**令和7年度
千代田区文化事業助成**

区内で活動する文化団体が実施する
「文化事業」に対して経費の一部を助成します。

募 集 案 内

◆申請期間◆
令和7年1月20日（月）から2月18日（火）午後5時厳守
※申請書類の提出は、文化振興課の窓口のみです。

▶各種申請書式は区HPをご覧ください。


千代田区 地域振興部 文化振興課
TEL 010-8688-千代田区丸の内1-2-1千代田区役所6階
郵便番号 102-0088
FAX 03-3211-3628 (直通)
Email: bsr-kkushinbu@city.chiyoda.tlg.jp

文化事業助成

◆発表、情報発信の場を提供

「文化芸術の秋フェスティバル」事業では、区の文化芸術拠点施設はもとより、民間の文化芸術施設等を活用することで、区民の日頃の創作・表現活動やその発表の場や機会を支援し、区民相互の親睦と区民文化の興隆を図っています。

これらの事業をとおして人々が交流し、意見交換を行うことで活動の質を高め合う機会を提供します。交流の中から新たな活動への発展が期待できます。加えて、芸術家・作家との交流により、区ならではの新たな文化芸術の創出につなげることを目指します。



文化芸術の秋フェスティバル
(オーケストラフェスティバル)



文化芸術の秋フェスティバル
(コーラスフェスティバル)



文化芸術の秋フェスティバル
(芸能のつどい)



文化芸術の秋フェスティバル
(作品展)

施策5

多様な主体との連携

▶区内の多様な主体と連携し、新しい文化芸術の創出を図る

区内に立地する大学や民間企業、大使館、博物館等と連携し、意見交換や研究、イベント共催等を行うことで、新たな切り口から文化芸術活動の発展を図ります。

No.	事業名称	内容	担当課
㉗	千代田ミュージアムネットワーク	区内に所在する博物館、美術館、図書館等が集まるミュージアムネットワーク会議を開催することによる、相互連携や協力の促進	文化振興課
㉘	拡充 区内民間文化施設との連携	区内的民間施設や大学と協定を締結し、区民の文化芸術にかかる活動や発表の場所の確保	文化振興課
㉙	内幸町ホール代替施設利用料金補助	内幸町ホールの改修工事にかかる一時休館中に限定し、区内等の民間ホールを利用した場合の補助金の交付	文化振興課
㉚	地域コミュニティ活性化事業	地域が自ら企画・実施するイベント等事業に対する補助金の交付	コミュニティ総務課
㉛	外国人等の観光客への情報発信	多言語でのガイドマップ作成やウェブサイト・SNSでの情報発信、観光案内所の充実等による、観光資源情報の効果的な発信	商工観光課(観光協会)
㉜	区内大使館等との連携	区内の大使館等と国際交流イベントを実施することによる、異文化交流の推進	国際平和・男女平等人権課

❖地域の博物館等との連携

「千代田ミュージアムネットワーク」事業では、区内に所在する博物館、美術館、図書館等が集まるミュージアムネットワークを構築し、相互連携や協力を促進しています。区内に蓄積する豊富な文化財・芸術品等の資産を周知・活用し、次世代に継承する新たな文化芸術の振興につなげます。

❖区内文化施設との連携

内幸町ホールなど文化芸術拠点施設が改修工事のため一時休館となるなか、「区内民間施設との連携」がますます必要となります。区内に多く存在する民間ホールや大学等と連携して、区民の文化芸術にかかる活動や発表の場を確保し、新たな文化の創出を図ります。

また、本プラン期間中には、日本大学カザルスホールの活用に向けて、日本大学と協議を進めていきます。



重点目標3 育てる

将来の文化芸術を担う子どもたちを育てるとともに、文化芸術を鑑賞し、楽しむ人々の裾野を広げることにより、幅広い文化芸術の担い手を育成する。また、地域ぐるみで担い手の育成に取組むよう、地域の活力の向上を図る。（区文化芸術基本条例第7条より。）

施策6

子どもの育成

▶子どもたちが文化芸術に親しむ環境と、豊かな感性や創造力を養う機会を提供する

将来の文化芸術振興を担う子どもたちに、作品鑑賞や創作活動等、文化芸術に触れるさまざまな機会を提供し、裾野を広げる担い手の育成を行います。

No.	事業名称	内容	担当課
⑬	体験教室	区の歴史や伝統文化に親しむ講座やワークショップの開催	文化振興課
⑭	新規 子ども1日書店長	地域の書店の協力のもと、子どもが自ら本屋の店長となり、お勧めの本を売るイベント	文化振興課
⑮	読み聞かせ、おはなし会	図書館や児童館等で行う、読み聞かせやおはなし会等のイベント	文化振興課
⑯	伝統文化を理解する教育	古典芸能の鑑賞や実演指導による、日本の伝統文化に触れる機会の提供	学務課 指導課
⑰	国語教育・読書活動の推進	文化芸術の基盤をなす国語教育充実のため、成長過程に応じた講座等の実施	指導課
⑱	児童余暇事業	幼児・児童・生徒にスポーツや文化活動等、多様な活動の場や機会の提供	生涯学習・ スポーツ課

◆学習体験の機会の提供

子どもの頃から文化芸術に触れ、豊かな感性、創造力を養うことができる体験や学習機会の充実を図ります。

また、広く機会が提供されるよう学校の授業や課外活動の一環として鑑賞・学習の機会を設けます。いずれの機会においても質を重視し、子どもの頃から質の高い文化芸術に触れ、また豊かな学習体験を得ることができるように努めます。

「体験教室」では、江戸時代から継承されてきた優れた伝統文化を体験し、それらを育んできた地域性を理解することにより、地域に根付く衣食住やものづくりに関する歴史・文化を次世代に伝えています。



体験教室

❖発信、表現する力の育成

区内在住・在学の子どもたちが自ら本屋の店長となり、自分のお勧めの本を紹介し、販売する「子ども1日書店長」を実施することにより、本（読書）に親しむきっかけをつくるとともに、子ども自身の創造力や想像力、コミュニケーション能力を育てる機会を提供します。

また、イベントを開催するタイミングで、区内の歴史や産業等を知ることができ「なぞときラリー」を開催し、知的・創造的な刺激を得る機会も提供します。



子ども1日書店長

施策7

創り手の育成

▶文化芸術を創造する人材の育成を図る

文化芸術に係る育成講座の開催、創作活動の場の提供やアーティストとの交流等、さまざまなかたちで文化芸術を創造する人材の発掘・育成につなげます。

No.	事業名称	内容	担当課
⑩ 新規	ちよだ アーティスト バンク	区に縁のあるアーティストを紹介するウェブページを制作し、アーティストのインタビュー等を通じたネットワークの形成	文化振興課
⑪	人材バンク活用講座	生涯学習人材バンクの登録者に講師となる機会を提供するとともに、人材バンク登録制度への区民の関心の喚起及び学習機会の提供	生涯学習・スポーツ課

❖創造する人材の発掘と育成

区内で文化活動を実践し、千代田区ならではの文化芸術の創造を担う人材の育成を多様な面から支援していきます。また、地域に根差した自主的で独創的な文化芸術活動を推進します。

「ちよだアーティストバンク」事業では、区にゆかりがあるアーティストを紹介するバンクのウェブページを制作し、アーティストの取材や情報発信を通じてネットワーク形成につなげていきます。なお、ちよだアートスクエアのリニューアルオープン後には、年ごとにレジデントアーティストを選定し、発表と交流の場を提供していきます。

「人材バンク活用講座」では、生涯学習人材バンクの登録者に講座の講師となる機会を提供することにより、人材バンク登録制度への区民の関心を高め、区民の学習活動の機会を広げていきます。



人材バンク活用講座

施策8

支え手の育成

▶文化芸術を支える人材を育成し、活用する

イベントの企画運営や作家と鑑賞者とのコーディネイト、活動を支えるボランティア等に携わる人材を育成し、文化芸術振興で活躍する機会を提供します。

No.	事業名称	内容	担当課
④①	新規 コミュニケーター育成プログラム	次世代とクリエイティブ手法をつなぐコミュニケーターの育成	文化振興課
④②	国際交流・協力ボランティアバンクの活用	地域の中で国籍や文化の違いを超えて交流を図るコミュニティ	国際平和・男女平等人権課
④③	ちよだ生涯学習カレッジ	学びを地域に還元し、社会貢献に積極的な人材のサポート	生涯学習・スポーツ課

❖地域の文化芸術活動を支える人材の育成

文化芸術を支える人材を育成するためには、次世代が自主的に文化芸術に携わる機会を増やし、主体的に関わろうとする意欲や機運を醸成することが重要です。「**コミュニケーション**」事業では、次世代とクリエイティブ手法（デジタル／アナログ）をつなぐコミュニケーターを育成するとともに、アーティストと区民が一体となった共創型プログラムも実施します。

また、本プログラムでは、障害の有無にかかわらず参加できる事業を展開することで、文化芸術を通した多様性への理解や新たな価値の創出を実践し、共生社会の実現を目指します。

❖国際交流・協力活動の促進に資する人材の活用

区内の多文化共生を促進するため、「**国際交流・協力ボランティアバンクの活用**」事業として、文化や観光、国際交流・国際協力等、さまざまな分野で講座・講演会を通じてボランティアを養成し、その人材を積極的に活用します。



コミュニケーション育成プログラム

2 文化芸術拠点施設の今後の取組

本プランでは引き続き、文化芸術振興施策を推進していくための拠点施設として、「ちよだアートスクエア」「日比谷図書文化館」「内幸町ホール」「九段生涯学習館」を位置づけます。3つの重点目標「保存し伝える」、「創る」、「育てる」の実現にあたって、これらの施設が文化芸術活動の発信、さらには交流の場となること改めて着目し、さらなる有効活用に向けた取組を推進していきます。

事業は4つの拠点施設に限定するのではなく、他の公共・民間施設や関係機関等とも連携・展開していくことで、区全体での文化芸術振興を図ります。



❖ ちよだアートスクエア ～アートでつながる交流拠点～

ちよだアートスクエアは、文化芸術活動の担い手を育成する活動の推進や、アートを発信する文化芸術の拠点として、主に「創る」と「育てる」という目標の実現に寄与する施設です。

次世代を担う子ども・若者の想像力育成及び、文化芸術を創り、担う人の育成を目指す拠点として、質の高い文化芸術に触れる機会を提供するとともに、障害の有無にかかわらず創作・表現する人々を支援していきます。新たな芸術家・作家の発掘・発信とともに、区民が文化芸術に親しめるよう講座やワークショップなどを通じて、創作・表現を体験する機会もつくっていきます。

また、民間事業者のノウハウやネットワークを生かし、さまざまな学びと交流の場を提供するとともに、ちよだの魅力を区内外、国内外に共有・発信していきます。

現在改修工事のために休館中ですが、再開後は「音楽・動画配信スペース」を新たに設け、音楽活動を楽しむとともに、音楽やダンス等の幅広い活動を通じてさまざまな世代の人が交流できるような機能を持たせます。



ちよだアートスクエア外観
(改修後イメージ)



コミュニティースペース
(改修後イメージ)



教室
(改修後イメージ)



メインギャラリー
(改修後イメージ)

❖ 日比谷図書文化館

～新たな興味や関心が広がる知の交流拠点～

日比谷図書文化館は、本を読み、調べる図書館と、歴史や多彩な文化情報を展示するミュージアム、さまざまな講座・講演会等の開催をとおした文化活動・交流機能が一体となった複合文化施設です。

区の魅力を「保存し伝える」ことに加え、「創る」、「育てる」についても、その目標実現に寄与します。

ミュージアム機能の中心を担う常設展示室と特別展示室では、資料や映像を利用しながら区の魅力ある歴史をはじめ、多彩な文化情報を伝える展示を実施していきます。

加えて、施策2でも紹介したとおり、図書・文化財のデジタルアーカイブシステムの構築を進めることにより発信力を高め、知的財産の集積地としてさらなる魅力向上を図ります。

また、江戸・東京の歴史文化、本、スキルアップ、芸術などの多彩なテーマで、講座やワークショップなどを開催し、さまざまな学びと交流の場を提供することで、区民の文化芸術活動を支援します。



日比谷図書文化館外観



図書フロア



特別展



講演会

❖内幸町ホール

～舞台出演と鑑賞、ハレの日の交流拠点～

内幸町ホールは、区民の文化芸術活動のハレの日を支えるとともに、シャンソンや落語の聖地として親しまれている施設です。舞台出演の体験に加えて、鑑賞することで文化芸術の支え手を育て、重点目標「創る」と「育てる」に寄与します。

また、出演者が発信した芸術を鑑賞者が受け取る広義の交流や、鑑賞後の意見交換等により、活動の質を高めたり新たな活動が生まれたりする拠点にもなります。

現在改修工事のため休館中ですが、出演者や鑑賞者として、より多くの区民に参加してもらえる仕組みをつくることによって、区民の文化活動ならびに文化芸術を通じた交流を活性化します。



内幸町ホール客席（改修後イメージ）



内幸町ホール文化祭

❖九段生涯学習館

～人生100年時代の生涯学習、幅広い学びの交流拠点～

九段生涯学習館は、区民の自主的かつ継続的な学習活動の場を提供するだけなく、文化芸術の担い手を育成する拠点となる施設です。重点目標「育てる」の観点から活動する人の輪を広げ、「創る」における創作、発表、交流の機会へつなげます。

文化芸術そのものの学びだけでなく、生活にさまざまな楽しみや生きがいを持つことで、より豊かで充実した人生を過ごせるよう、他世代やグループ同士の交流につながる取組も行っています。



九段生涯学習館外観



九段ギャラリー

第5章

計画の推進

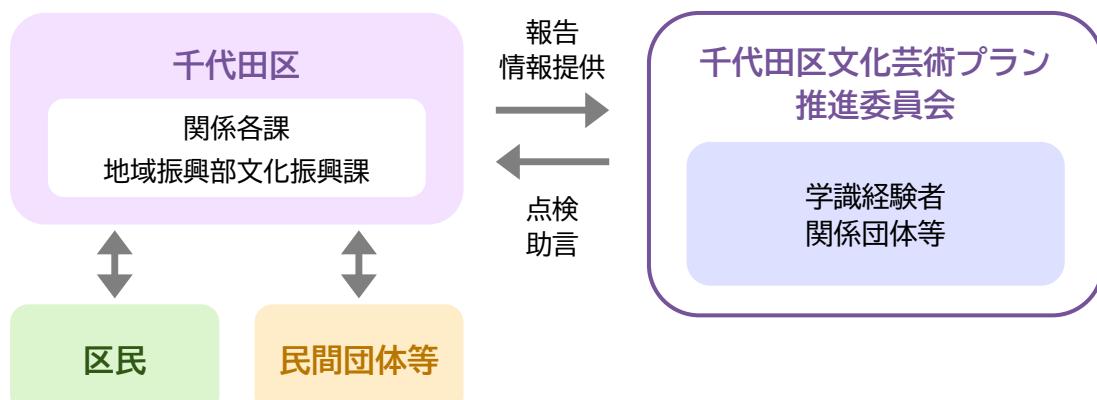
◆計画の推進体制

本プランの計画推進に当たっては、庁内の関係部局や各文化施設と連携・調整を行い、効果的かつ着実な推進を図ります。

区、企業、学校、NPO、地域団体等の民間団体、文化芸術活動を実践する個人、文化芸術団体においては、それぞれの役割を認識しながら、相互に連携して計画の推進を図ります。

◆計画の進行管理・評価

区は、年度毎に事業の進捗状況を把握し、事業をよりよいものに改善しながら本プランを推進していきます。また、学識経験者、関係団体及び区職員から構成される千代田区文化芸術プラン推進委員会を設置し、第5次プランに位置付けられた取組の実施状況やその成果を点検するとともに、計画の推進に対して助言を行います。





1 千代田区文化芸術プラン(第5次)推進委員会 委員名簿

敬称略

No		所属等	氏名
1	委員長	明治大学政治経済学部 教授	星野 泉
2	委員 (職務代理者)	千代田区文化財保護審議会委員 東京科学大学博物館 教授	山崎 鯛介
3	学識経験者	千代田区ミュージアム連絡会 東京ステーションギャラリー 学芸室長	田中 晴子
4	文化関係	千代田区文化芸術協会 理事長	新井 巖
5	文化関係	千代田区文化連盟 代表幹事	阿部 俊裕
6	文化関係	元千代田区観光協会アンバサダー	マライ・メントライン
7	区	地域振興部文化スポーツ担当部長(令和6年度)	佐藤 尚久
		地域振興部文化スポーツ担当部長(令和7年度)	中田 治子

2 千代田区文化芸術プラン(第5次)策定経過

年度	月	内容
令和6年度	3月	第2回文化芸術プラン推進委員会 ・第5次プラン策定概要 ・第5次プラン策定スケジュール確認
	4月	
	5月	第1回文化芸術プラン推進委員会 ・第4次令和6年度進捗状況報告 ・第4次計画の評価 ・素案検討①
	6月	
	7月	第2回文化芸術プラン推進委員会 ・素案検討② ・体系図案
	8月	第5次プラン掲載事業調査
令和7年度	9月	第3回文化芸術プラン推進委員会 ・素案検討③
	10月	第4回文化芸術プラン推進委員会 ・素案検討④
	11月	
	12月	計画素案確定
	1月	パブリックコメント(1/5-1/26) 1月5日号予定
	2月	第5回文化芸術プラン推進委員会 ・パブリックコメント結果報告 ・計画案検討①
	3月	パブリックコメントの結果公表 計画確定 計画書・概要版納品

3 千代田区文化芸術基本条例

平成16年3月17日条例第1号
改正 平成30年3月23日条例第2号

前文

私たちのまち千代田区には、江戸時代からの成熟した文化を基礎に、特色ある文化芸術が継承され、多数の有形無形の文化財や歴史的な建物、街並み・景観、史跡が存在している。また、地域には互いに支え合い尊重し合う人々の知恵が蓄積され、祭りなどの行事が世代を超えて生活に根付いているとともに、特色ある商店街や住宅地、桜の景勝地など、千代田区独自の地域文化が形成されている。

さらに、長く日本の政治・経済・文化の中心としての役割を果たしている千代田区では、国内外との人の行き来が活発で、多くの企業や文化芸術施設、教育機関など、多彩な人的・物的資源が集積した都心特有の文化が形成されている。

こうした千代田区の歴史や文化が私たちに教えているのは、互いを思いやり、心豊かで安全に生活できるまちのすばらしさである。優れた文化芸術は、人々に感動を与え、心を揺り動かし、豊かな感性の醸成につながる。私たちはこれまでの千代田区に息づく伝統を大切に保存し、伝え、新しい文化芸術を創り出し、そして、それらの文化芸術の担い手を育んでいかなければならない。

私たちは、「教育と文化のまち千代田区宣言」をさらに発展させ、文化芸術を通じて、誰もが自らの暮らしの主人公として豊かな生活を実現し、楽しさや優しさの溢れる美しい千代田区を創るためにこの条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術基本法（平成13年法律第148号）に基づき、千代田区（以下「区」という。）における文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに区及び区民等の責務を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術を通じて豊かな区の未来を拓くことを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、すべての人々の文化芸術を創造し、享受する権利を尊重するとともに、美しさを追求し、自立・自己責任、他者への気遣いやマナーを大切にした文化を今に生かし、品格ある質の高い文化的・芸術的生活を日常的に送ることのできるまちの実現を図るものとする。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、区民（区に住み、働き、学び、集うすべての人々をいう。以下同じ。）一人ひとりの自主的かつ創造的な活動の輪がつながり、文化芸術のエネルギーを次々と生み出す、文化的・芸術的な香りの溢れるまちの実現を図るものとする。

(区の責務)

第3条 区は、前条の基本理念にのっとり、区特有の地域性や豊富な文化芸術資源を生かし、区の特性に応じた文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

2 区は、文化芸術に関する施策の実施に当たっては、文化芸術の担い手が区民であること踏まえ、区民の文化芸術活動が自主的かつ創造的に行われるよう配慮するとともに、区民との連携及び協力に努めなければならない。

3 区は、区が実施する施策に、文化芸術に関する視点を取り入れるよう努めなければならない。

(区民の責務)

第4条 区民は、自らが文化芸術の担い手であることを自覚し、その活力と創意を生かして、自主的かつ創造的な活動の推進に努めるとともに、相互に理解し合い、尊重し合わなければならない。

(民間団体等の責務)

第5条 企業、学校、民間非営利団体（NPO）、地域団体等（以下「民間団体等」という。）は、区の地域社会の一員として自主的に文化芸術活動を展開するとともに、区民の文化芸術活動の支援に努めなければならない。

(文化芸術の推進のための計画)

第6条 区長は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を策定しなければならない。

2 区長は、前項の計画を策定するときは、あらかじめ区民の意見を反映させるため、適切な措置を講じなければならない。

(重点目標)

第7条 区は、次の各号に掲げる事項を重点目標とし、その達成のために必要な施策を立案し、実施する。

(1) 保存し伝える 区に集積するさまざまな伝統文化や芸術・芸能、街の歴史を将来にわたって保存し、次代に伝えていくことによって、誇りと愛着を持てる区の継承を図る。

(2) 創る 地域ごとの個性を生かし、人々の交流を活発にすることによって地域における文化芸術活動の展開を促進するとともに、国内外の文化芸術を取り入れ吸収し、全国及び世界に向けて発信する新たな区の文化芸術を創造する。また、品格ある文化を発展させていく視点で、誰にでも優しく美しいまちの創出を図る。

(3) 育てる 将来の文化芸術を担う子どもたちを育てるとともに、文化芸術を鑑賞し、樂しむ人々の裾野を広げることにより、幅広い文化芸術の担い手を育成する。また、地域ぐるみで担い手の育成に取組むよう、地域の活力の向上を図る。

(顕彰)

第8条 区は、優れた文化芸術活動に対し、顕彰を行うことができる。

2 前項の顕彰の方法については、区長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月23日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

千代田区文化芸術プラン（第5次）
令和8年3月発行

編集・発行 千代田区地域振興部文化振興課
住 所 〒102-8688 千代田区九段南 1-2-1
電 話 03（5211）3628



旧軽井沢少年自然の家の利活用に向けた
サウンディング型市場調査の実施結果について

1 概要

旧軽井沢少年自然の家の利活用に向けては、当該敷地の取得経緯やこれまでの議論を踏まえ、区民による利用の可能性や定期借地権の設定によって得られる収益を区の子ども施策の財源として活用するなど、区民の利益に資する土地活用策の検討が求められている。

こうした背景を踏まえ、本敷地の市場性や活用可能性を把握するため、民間事業者の自由な発想に基づく意見や提案を対話形式で収集し、より実効性のある活用方針の検討を進めることを目的として、事業に関心を持つ民間事業者との対話（サウンディング調査）を実施した。

2 本調査の対象財産の概要

所在地	長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉 2141-13
敷地面積	16,924.01 m ² (登記)

3 実施スケジュール

内容	日程
実施要領の公表	7月4日（金）
現地見学会の開催	8月21日（木）～8月22日（金）
対話の実施	10月20日（月）～10月24日（金）
実施結果の概要の公表	12月中旬（予定）

4 参加状況

- (1) 現地見学会：10事業者参加
- (2) 対話 : 6事業者参加

5 実施結果の概要

別紙（意見の概要）のとおり

6 今後の予定

本調査結果や地元行政機関との議論を踏まえ、土地活用方針案を作成する。

意見の概要

1. 活用策について

(1) 立地特性や軽井沢町の魅力を活かした活用策

- ・ 従業員が安心して暮らせる寄宿舎と従業員用駐車場
- ・ 文化芸術活動の研鑽の場
- ・ 軽井沢の自然を生かした特徴のあるランドスケープとデザイン性の高いタイムシェア別荘敷地
- ・ 従業員や弊社施設の来客者向け駐車場用地
- ・ 宅地分譲・別荘地
- ・ 移住者を対象とした学校・教育施設の建設地
- ・ 駐車場用地、グラウンド
- ・ 宿泊施設（団体利用、ホテルコンド）
- ・ リゾートマンション（リモートワークメインの2拠点居住者向け）
- ・ 賃貸マンション（教育移住目的のファミリー向け）

(2) 事業主体や周辺施設、事業者との連携可能性

- ・ 軽井沢町内では、まとまった土地の確保が難しいという事情があり、従業員の住環境整備は町全体に共通する課題となっている。そのため、周辺事業者との連携も視野に入れ、寄宿舎の共同利用の可能性についても検討する。
- ・ 関連団体との連携を想定。
- ・ 単独又は複数の企業との共同事業を想定。
- ・ 中軽井沢エリアでは、大規模再開発が予定されており、来訪者や従業員の増加が見込まれる。また、「中軽井沢エアプラットフォーム」が設立され、地域資源の活用に向けた取り組みも進行中である。こうした状況の中、アクセスの良い立地にまとまった規模の駐車場を整備することは、地域の発展に資するものと考えられる。
- ・ グループ会社でサポート提供していく想定。現時点では、その他の事業者や周辺施設との連携は特に想定していない。
- ・ グループ会社含め複数事業者と共同して取り組む想定。

(3) 本敷地を活用する上での課題と解決策

- ・ 周辺事業者と寄宿舎を共同利用する場合は、セキュリティ面に課題があるため、敷地分割や出入口の分離などの対応を検討する必要がある。
- ・ 用途地域の制限が厳しく、建築基準法第48条ただし書き許可を受ける必要がある。

- ・ 軽井沢町では、従来のような不特定多数が利用する保養所や、マンション・ホテルなどの大型施設については、自然保護の観点から抑制していく方針であり、今後は許可が得にくくなることが想定される。今回の提案では、一戸建てのデザイン性の高い別荘を広い敷地に点在させることで、軽井沢らしい静謐な雰囲気を醸成することが可能であり、行政方針との親和性も高い。
- ・ 来客者向けの駐車場用地として活用する場合、施設までどのような誘導ができるのかを検討する必要がある。
- ・ 借地による宅地分譲は、一般的に買主（借主）に好まれにくい傾向があるため、現時点ではニーズの分析が十分とは言えない。このため、通常の宅地分譲と比べて取引価格が低くなり、結果として経済条件が合致しない可能性がある。
- ・ 住宅系用途の場合は、定期借地であることやその期間によって事業性が左右されることが課題として挙げられる。土地の売却や借地期間を70年以上とすることで課題解決が図れる。
- ・ 民設民営では事業採算性が合わない可能性が高いため、公共的用途を一部導入することを条件に借地料の減免をしてもらいたい。

（4）区民等への還元策

- ・ 軽井沢にある関連グループの商業・娯楽・宿泊施設を利用する際に、区民向けのサービス提供やインセンティブの付与（例：割引、優先予約など）を検討できている。
- ・ 区民等が寄宿舎の共用スペースのイベントに利用したり、無人コンビニを利用したりする可能性も検討する。
- ・ 他自治体で導入実績のある公民パートナーシップ事業を活用するなど、区民・在勤者・在学者向けに低廉な価格で施設を貸し出すスキームを区と協議していきたい。
- ・ 軽井沢町は、不特定多数が利用する施設の増加を望んでいないため、区民等が無条件で利用することは困難。例えば、区民等に対する別荘販売価格の割引などのインセンティブの付与を検討できている。
- ・ 駐車場用地として活用する場合は土地の貸付けとインセンティブ付与の関連が見えにくいため、区民等への還元は難しいと考える。
- ・ 住宅用途での利用を検討する場合、原則として不特定多数による利用は認められていないため、区民等の不特定多数の利用形態（区民等への還元）を希望する場合には、軽井沢町との協議が必要。
- ・ 宿泊系の用途の場合、区民による利用やインセンティブの付与が可能と考えている。具体的には、区民を対象とした優先利用枠の設定や、体験プログラ

ムの実施などが挙げられる。

- ・ 住宅系の用途の場合、一定の制限がかかるものの、例えばゲストルームを設け、所有者以外にも開放することで、区民が利用可能となる仕組みを構築することは可能。ただし、宿泊系の用途と比較すると、実現に向けたハードルは高くなる。

2. 事業スキームについて

(1) 定期借地設定契約

- ・ 契約満了後の優先交渉条項を希望。
- ・ 借地を更地にして返すことが原則だが、返還時の建物の処分方法は今後の協議事項とさせてもらいたい。
- ・ 定期借地権設定契約の場合、建物の建築による活用には一定の制約があり、質の高い建築物の実現が難しい。
- ・ 事業の幅が狭まってしまう懸念がある。

(2) 賃貸借の期間（年数）

- ・ 50 年程度を想定しているが、賃貸借期間は長期が望ましい。10 年未満だと事業が成立しないため参入は厳しい。
- ・ 30 年以上の長期を希望。
- ・ 25 年以上の長期を希望。
- ・ 具体的な契約年数は未定であるが、普通借地権や一般定期借地権による長期契約であれば検討しやすい。一方、事業用定期借地権は住宅用途に適さないため、活用は難しいと考えられる。
- ・ 宿泊系であれば 20～30 年以上、住宅系であれば 70 年以上を希望。

(3) 活用始期

- ・ 令和 9（2027）年度に契約締結、令和 10（2028）年度からの着工を想定。
- ・ 冬季や夏季の工事自粛期間を考慮し、契約から活用開始までに 1 年半～2 年程度を想定。
- ・ 契約から着工までに 1 年～2 年程度かかる想定。加えて、建設期間が 1 年以上かかる想定から、契約から活用開始まで 3～4 年はかかると考えている。
- ・ 住宅系であれば、契約から 2～3 年程度で活用開始できるものと考えている。

3. その他

（1）事業者の選定方法

- ・ 寄宿舎は収益を得る施設ではないため、賃料競争よりも地域活性化・まちづくりに寄与する事業を重視した選定（プロポーザル方式）を希望。
- ・ 提案内容で審査してほしいため、公募型プロポーザル方式を希望。
- ・ 単純な経済条件のみでの入札となる場合、参加の検討が難しい。そのため、土地の有効活用という広い視点から提案することを考えている。
- ・ 公募型プロポーザル方式を希望。事業者側がそれぞれのノウハウや強みを活かしやすく、より質の高い提案が期待できると考える。

（2）ご意見や区に対するご要望

- ・ 第一種低層住居専用地域の環境を損なわない活用であるべきと考えている。
- ・ 活用のイメージを持ってもらうために関連施設の視察に来てもらいたい。
- ・ 用途地域の制約により、事業用地として活用できる業態は限られており、借地での活用が可能な事業者も限定される。
- ・ 所有権型の住宅として活用する場合は、区分所有者へ定期借地権を譲渡することを認めてほしい。
- ・ 所有権型の住宅として活用する場合、権利金が設定されていないと、その分が地代に上乗せされる形となり、結果として建物所有者の負担が増加する懸念がある。

以上

区有地を含む市街地再開発事業の進捗状況について

1 富士見二丁目3番地区

（1）事業の進捗状況

令和6年8月8日に再開発組合の設立及び事業計画が認可され、現在は権利変換計画の認可申請に向けて、権利変換計画の内容について再開発組合と各地権者との間で協議が行われています。

（2）区有施設の検討状況

現在、再開発組合から提示された権利変換計画の内容について、不動産評価の専門家である不動産鑑定士の意見等を踏まえて精査しています。

また、本区が権利床として取得予定のA敷地の建物の一部とB敷地の建物は、府内で実施した需要調査を踏まえて、地域包括支援センター、学童クラブの設置を念頭に検討を進めています。

◆ 本区が取得予定の権利床

	A敷地建物	B敷地建物
専有面積	約625m ²	約720m ²

（3）今後の事業スケジュール（予定）

令和 7 年度 権利変換計画認可

令和 8 年度 本体工事着手

令和 11 年度 建物竣工

2 九段南一丁目地区

（1）事業の進捗状況

令和7年11月10日に再開発組合の設立及び事業計画が認可され、現在は権利変換計画の認可申請に向けて、権利変換計画の内容について再開発組合と各地権者との間で協議が行われています。

（2）区有施設の検討状況

生涯学習館の機能更新を軸とし、保留床が取得できる場合には生涯学習館との連携が見込める千代田図書館等の配置の可能性を検討しています。

今後は、再開発組合から提示される権利床及び保留床（取得可否を含む。）の情報を基に詳細な検討を行う予定です。

（3）今後の事業スケジュール（予定）

令和 8 年度 権利変換計画認可

令和 10 年度 工事着手

令和 15 年度 建物竣工

3 外神田一丁目南部地区

（1）事業の進捗状況

令和6年3月15日に都市計画が決定・告示されました。現在は全国的な資材価格や建築費の高騰等を踏まえ、再開発組合の設立及び事業計画の認可に向けて慎重に検討を進めています。

（2）区有施設の検討状況

本再開発を通じて機能更新する千代田清掃事務所、千代田万世会館の整備条件（要求水準）について、各施設所管課と協議・調整を行っています。

（3）今後の事業スケジュール（予定）

令和 8年度 組合設立・事業計画認可

令和 11年度 権利変換計画認可

令和 12年度 工事着手

4 神田錦町三丁目南部東地区（注：再開発事業検討地区）

（1）進捗状況

神田錦町三丁目南部東地区市街地再開発準備組合の提案を受け、本区は令和7年9月に「神田錦町南部地区まちづくりガイドライン」を策定しました。今後、事業化に向けた都市計画手続きが予定されています。

（2）区有施設の検討状況

再開発事業検討地区内には、区有施設「ちよだプラットフォームスクウェア」が所在しています。本施設の築年数が40年を経過していることなどから、今後予定されている再開発事業への参画を見据えて、準備組合と協議を行っています。

令和7年8月29日開催の区有地等活用検討会で、神田警察通りに面した街区の土地及び建物の権利と、「ちよだプラットフォームスクウェア」と同等以上の施設規模の取得を準備組合に対して求めていく考えを確認しました。

5 その他

飯田橋3-9周辺地区については、事業化に向けて環境まちづくり部と継続的に協議を行っています。

※ 本資料に記載されている内容については、各事業の進捗等に応じて変更となる可能性があります。

令和7年度千代田区防災フェスタについて（報告）

1 開催日時・会場等

- (1) 日 時 令和7年9月28日（日） 10時00分～15時00分
- (2) 会 場 日比谷公園、日比谷図書文化館
- (3) 目 的 ① 区民（子ども・子育て世代）を中心に防災の普及啓発を行い、地域防災力向上を目指す。
- ② 千代田区防災アプリをPRしつつ、インストールを促し災害時の情報難民ゼロを目指す。

2 来場者数

約6,000名

なお、アンケート結果等から来場者数の3割程度（約2,000人）を区民と想定している。

3 主な内容

(1) 防災ステージ〈にれのき広場〉	(2) 防災ストリート〈芝庭広場〉
子どもに人気なパウ・パトロールによる防災知識を学べるステージを実施した。（1回につき20分、計5回）千代田区ポータルサイトで事前申込制とし、約1,800件の申し込みがあった。	関係機関や企業による“防災に関する取組”や“災害時に役立つ情報”を紹介するブースを約30個展開した。各ブースでは、啓発品を配付し来場者に自助や協助を促した。（防災アプリ啓発も実施）
	
(3) 防災パーク〈草地広場〉	(4) 防災フード〈にれのき広場〉
消防警察による車両展示や、消防・関係機関による防災体験等、楽しみながら学べるコンテンツを約15個展開した。	被災地での炊き出し支援を行う企業を中心にキッチンカーを4台展開し、食を通じた防災意識の啓発を行った。
	

<p>(5) その他（防災絵画）</p> <p>防災をテーマにした絵画を展示し意識啓発を行った。（区立小学校3・4年生237名から申込があり、40名分を展示）</p>	<p>(6) その他</p> <p>再活用物資の有効活用及び家庭内備蓄を促すため、来場者へ配布を行った。</p>
	

4 出展者（出展名での記載になります。）

（1）防災関係機関・防災関係団体（15）

丸の内消防署、麹町消防署、丸の内警察署、防衛省・自衛隊、気象庁 東京管区気象台、東京電力パワーグリッド 銀座支社、東京ガス、東日本電信電話 東京南支店、KDDI、東日本旅客鉄道（JR 東日本）、東京地下鉄、東京都水道局 千代田営業所、東京都総合防災部、東京都政策企画局、東京駅・有楽町駅帰宅困難者対策地域協力会

（2）区防災関係企業（帰宅困難者受入協定を締結）（3）

ザ・ペニンシュラ東京、帝国ホテル、三井不動産（東京ミッドタウン日比谷）

（3）防災関係企業（12）

アース製薬・大塚ウェルネスベンディング、アルファフーズ、江崎グリコ、エピスタコーポレーション、尾西食品、関東電気保安協会、セブン&アイ・ホールディングス/セブン-イレブン・ジャパン、サタケフードビジネス、総合サービス、長崎ちゃんぽん リンガーハット、PIZZA-LA、すき家

（4）その他（12）

群馬県嬬恋村、秋田県五城目町、東京都葛飾福祉工場、タリーズコーヒージャパン、リーテム、日比谷公園、東京都獣医師会 中央支部、千代田区社会福祉協議会、まちみらい千代田、千代田清掃事務所、千代田区災害対策・危機管理課（アプリ啓発・再活用物資配布）

5 防災アプリの啓発実績

インストール数：669件（参考数値：1日平均24件）

6 アンケートについて

別紙のとおり

千代田区防災フェスタに関するアンケート調査の結果について

1 実施目的

初開催となる千代田区防災フェスタの内容について、来場者の意見や感想を把握し、次回以降の開催に活かすためアンケートを実施した。

2 調査概要

以下のとおり、電子または紙アンケートとした。(イベント当日のみ)

(1) Web アンケート

イベントパンフレットに記載した二次元コードからアクセスし回答する。

(2) 紙アンケート

会場内受付等で配布したアンケート用紙により回答する。

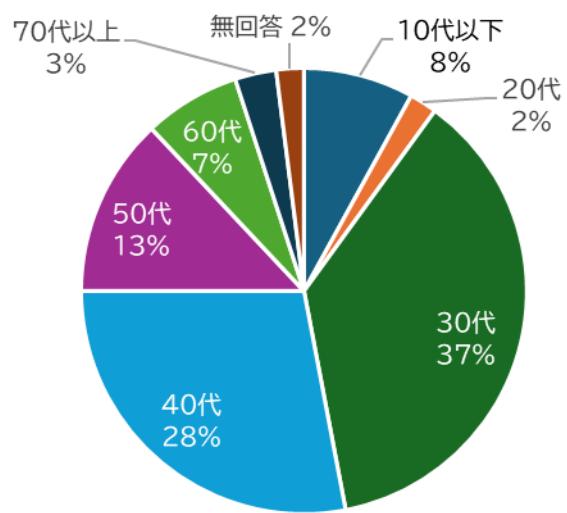
3 調査結果

(1) 回答数 357件

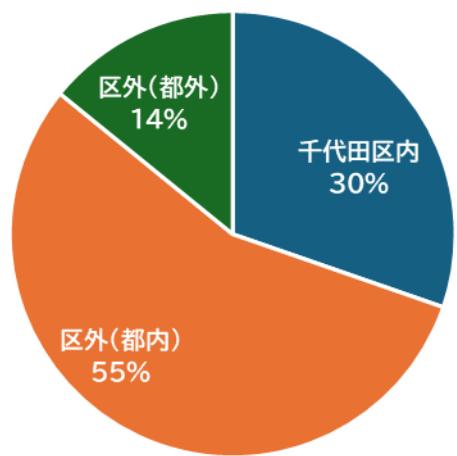
(2) 報告書 別添のとおり

1 基本情報

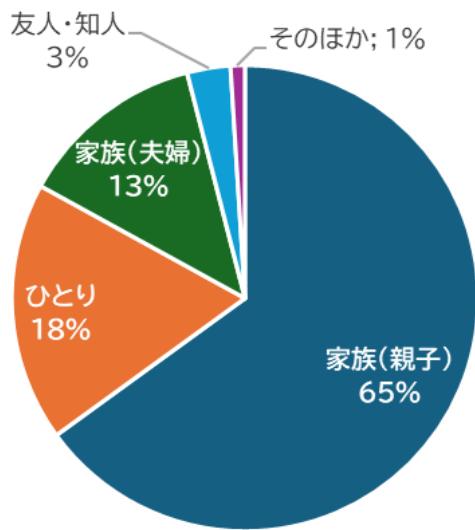
1 年代



2 居住地

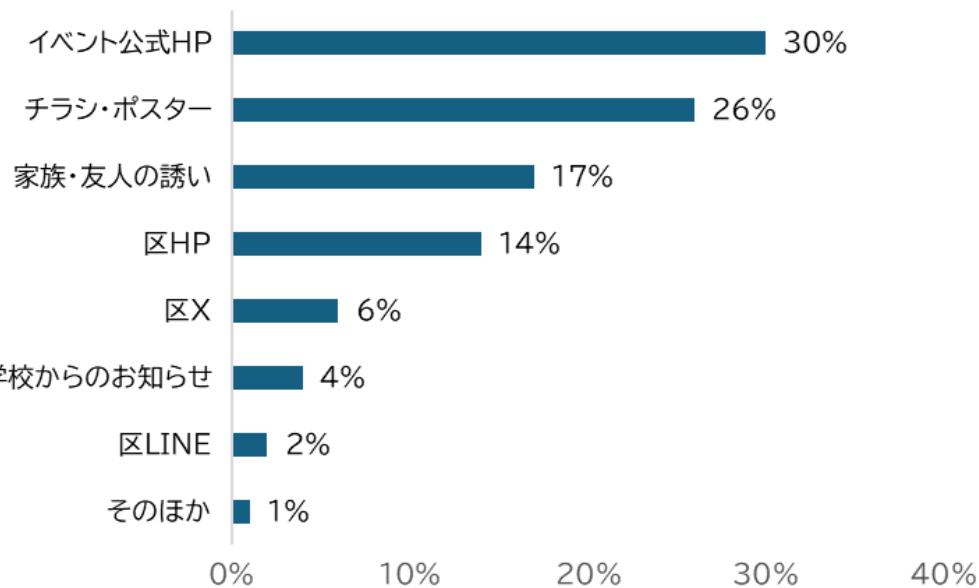


3 どなたと来場されましたか。

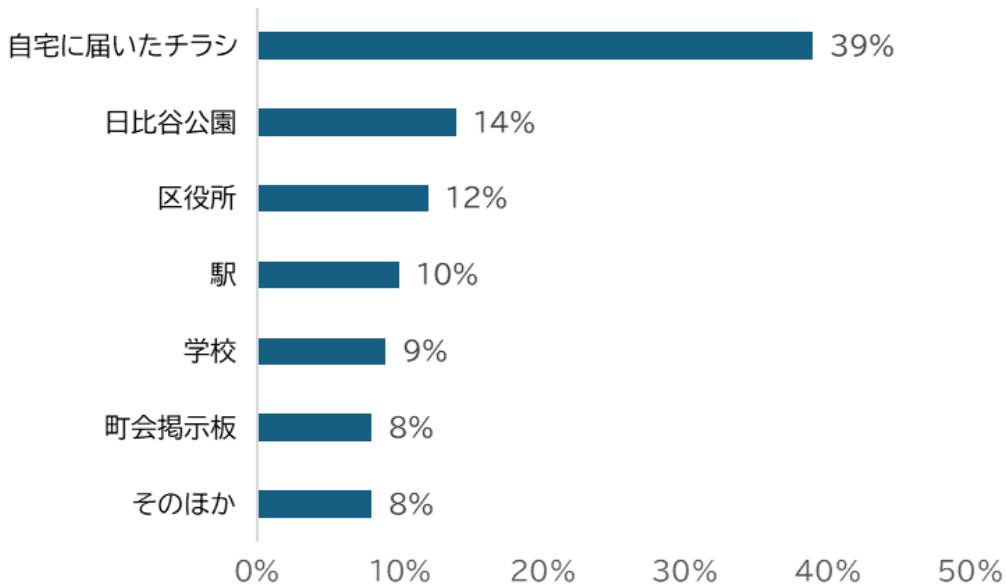


2 イベントについて

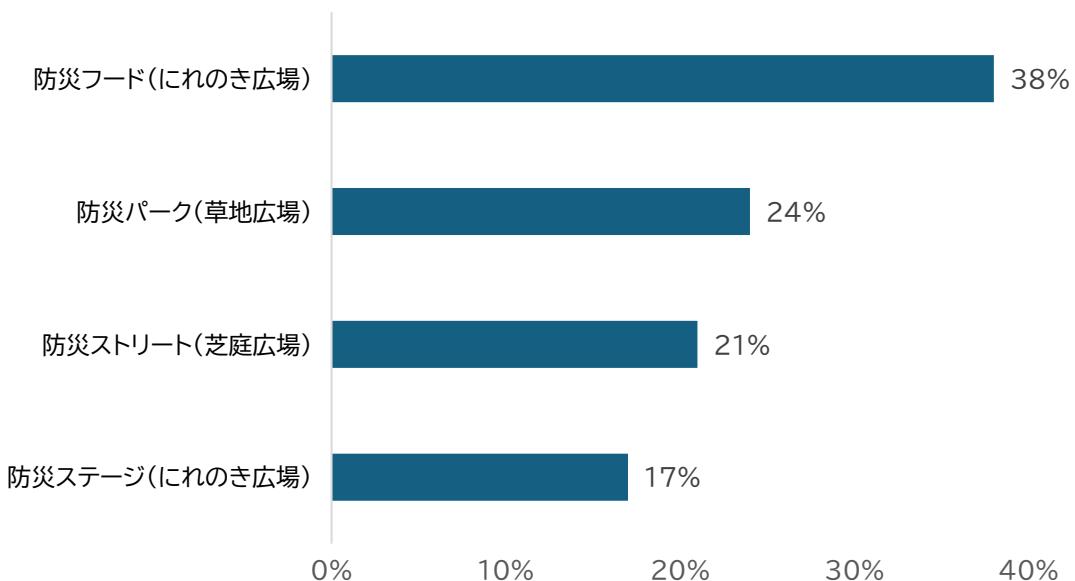
1 本イベントをどこで知りましたか。（複数回答可）



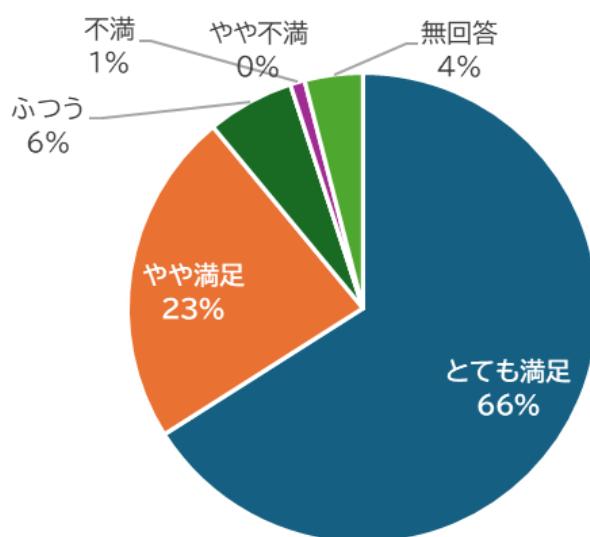
2 1で「チラシ・ポスター」と回答した方は、どこでご覧になりましたか。（複数回答可）



3 どのエリアが印象に残りましたか。(複数回答可)



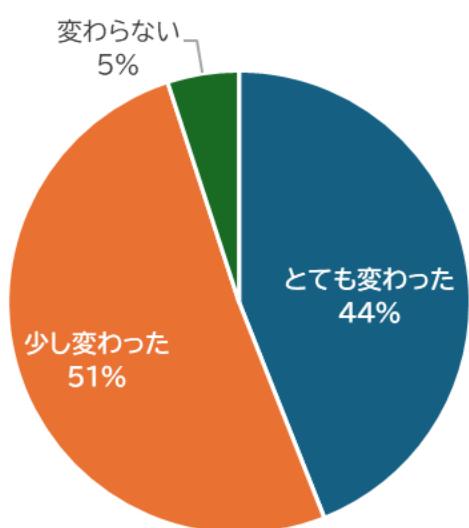
4 全体的な満足度をお聞かせください。



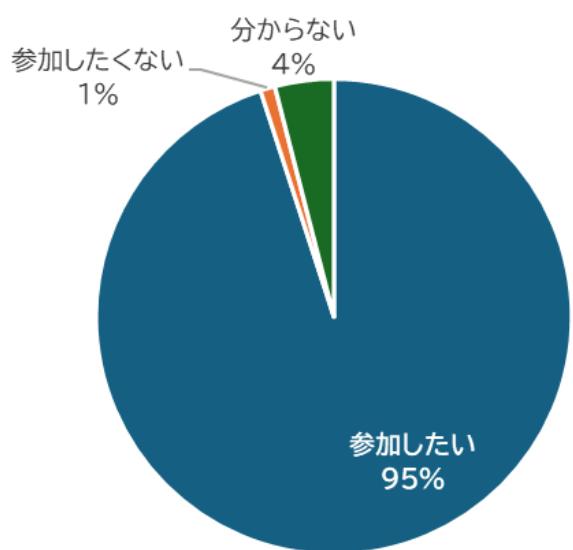
3 意識・行動の変化

1 本イベントに参加して、

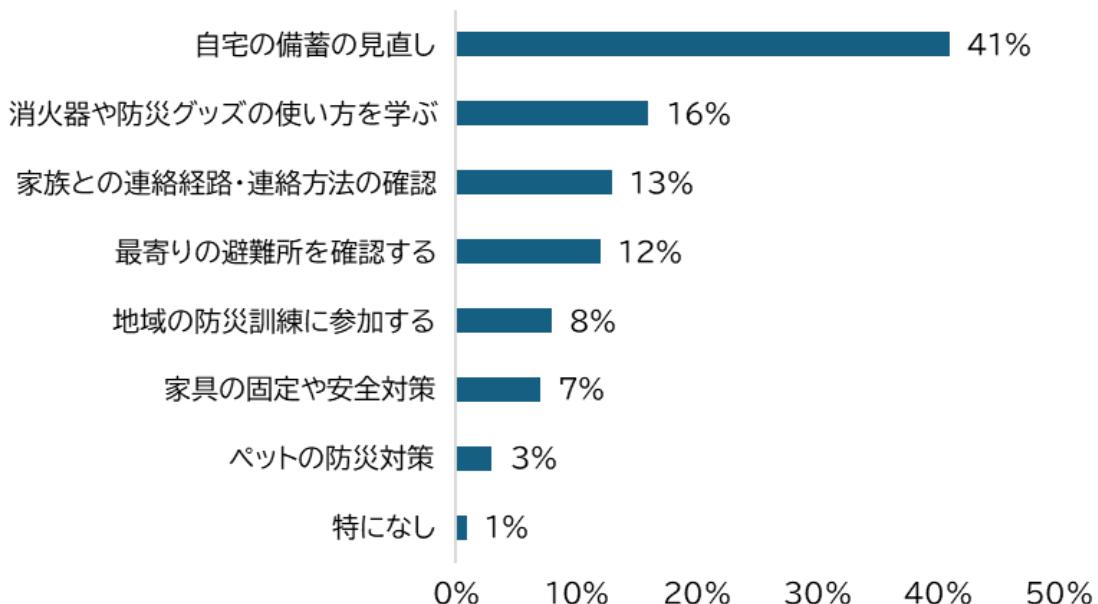
防災への意識に変化がありましたか。



2 次回も参加したいと思いますか。



3 本イベントに参加して、今後やってみようと思ったことはありますか。(複数回答可)



4 その他（自由記述・抜粋）

1	大変参考になり楽しいイベントでした。
2	災害時の乳児・幼児を抱えての対応がとても大変だと実感した。
3	キャラクターに惹かれて来場しましたが、充実の内容でした。
4	やや子どもに振りすぎている。
5	もう少し涼しい時期が良い。
6	はしご車が子ども連れしかくじを引けなかったのが残念。
7	とても充実した内容だが、予約の必要なコンテンツについてもっと周知してほしかった。
8	ぜひ来年以降も開催してほしい。
9	飲食ブースがあると1日見ていられるので良かった。
10	今日初めてアプリをインストールしました。これから使ってみようと思った。

補助金制度の概要（定義・分類）及び実績について

1 補助金の定義

- （1）区が個人や団体等の行う特定の事務事業に対し、公益上必要があると認めた場合、その事業目的の達成のため、相当の反対給付を求めることなく交付する金銭であり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2には、補助金としての支出根拠が規定されている。
- （2）補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的として、千代田区補助金等交付規則（昭和48年3月31日規則第15号）を制定し、補助金等の交付の申請及び決定その他の補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定している。

2 補助金の分類

（1）行政代位的補助金

本来区がなすべき事業及び区の機関に準じる団体に対する補助

（2）自立援助的補助金

社会的援助が必要と考えられる区内の自主的団体に対する補助

（3）奨励的補助金

行政が直接関与する分野ではないが、行政と深い関係があり、補助することによって将来の波及効果が期待される補助

（4）社会福祉的補助金

社会的に援助を必要とする立場にある区民、団体に対し、その自立意欲促進の効果を期待する補助

3 団体等への補助金支給実績（令和6年度）

分類	行政代位的	自立援助的	奨励的	社会福祉的
延べ交付団体	245	12	1,049	23